

# 「経営力向上計画」活用セミナー

～計画認定で税制措置、金融支援、法的支援が優遇！～

令和4年3月25日



独立行政法人中小企業基盤整備機構

中小企業アドバイザー

原田 英明

# セミナー講師紹介

独立行政法人中小企業基盤整備機構

中小企業アドバイザー（経営支援） 原田 英明



## 講師略歴

大学卒業後、大手電機メーカー系列の広告会社に入社。同社の電機製品を幅広く、販売促進などマーケティング支援業務に係わる中で、PHS、携帯電話、ETC、カーナビゲーションなど通信分野の機器も担当。

中小企業診断士の取得後に開業し、中小企業の経営革新を支援するコンサルティング業務を主に従事。また（独）中小企業基盤整備機構ほか公的機関の中小企業支援業務にもこれまで多数携わる。経営力向上計画も複数支援。

日刊工業新聞で中小企業向けコラム「本日も東奔西走 中小企業診断士からの応援歌」も共同執筆中。

# セミナーの内容

---

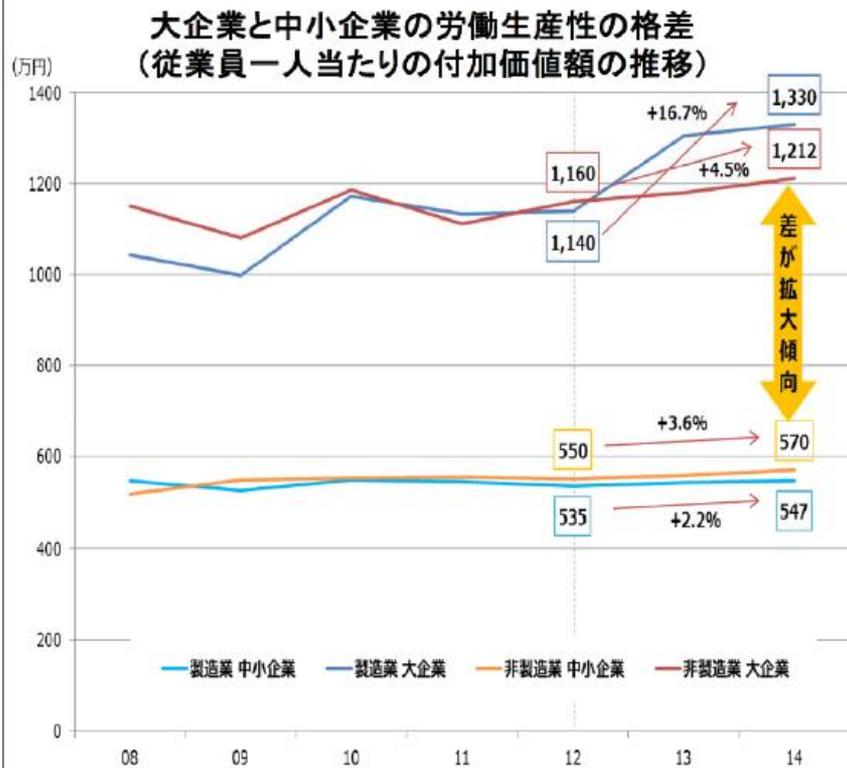
1. 経営力向上計画の概要
2. 認定事業者数と利用評価
3. 経営力向上計画の支援措置
4. 電気通信分野の経営力向上計画
5. 経営力向上計画の申請書記載例（電気通信分野）
6. その他

# 1. 経営力向上計画の概要

- ・ 中小企業等経営強化法制定の背景
- ・ 中小企業等経営強化法の目的
- ・ 中小企業等経営力強化法のスキーム
- ・ 経営力向上計画とは
- ・ 申請から実行までの手順
- ・ 認定可能な中小企業等

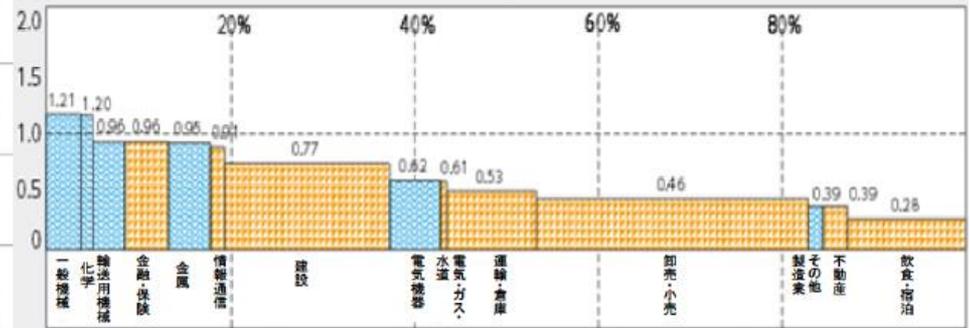
# 1. 経営力向上計画の概要（中小企業等経営強化法制定時の背景）

- 人口減少・少子高齢化による労働力人口の減少、国際競争の激化等、中小企業・小規模事業者、中堅企業を取り巻く事業環境は厳しい状況。
- 中小企業・小規模事業者、中堅企業等の生産性向上を支援することにより、将来の成長・発展のための経営強化（「稼ぐ力」の強化）を図ることが必要。



(出典)財務省 法人企業統計年報

### 日本の産業別の労働生産性 (米国=1) 2000~2006年平均



(出典) GGDC(Groningen Growth and Development Center)より  
厚生労働省労働政策担当参事官室作成

# 1. 経営力向上計画の概要（中小企業等経営強化法制定の目的）

## ①生産性向上の必要性

少子高齢化、人手不足等の状況において、効果的に付加価値を生み出せるよう、製造業はもとより、相対的により生産性の低い非製造業における生産性の向上が必要。

## ③業種別の経営課題への対応

中小企業・小規模事業者が抱える経営課題や生産性向上のための取組方法は事業分野や規模ごとに異なる。そのため、同業者等のベストプラティクスをもとに、自社において対策が講じられるように、取組をわかりやすく提供することが必要。

## 中小企業等経営強化法(平成28年7月施行)

- ・ 政府が生産性向上に役立つ取組をわかりやすく中小企業・小規模事業者等に提供
- ・ 生産性を向上をさせる取組を計画した中小企業・小規模事業者等を積極的に支援

## ②業種横断的な経営課題への対応

事業活動に有用な会計管理の徹底、財務内容の分析、ITの導入等、経営資源を十分活用するための取組みをさらに普及させることが重要。そのためには、支援機関の伴走型支援によるきめ細かな経営課題の解決が必要。

## ④中堅企業の重要性

中堅企業は、地域の中小企業と取引のハブとなるなど、地域経済を牽引する存在。中堅企業の生産性向上を一体的に支援することで、地域経済への大きな波及効果が期待できる。

# 1. 経営力向上計画の概要（中小企業等経営強化法の改正）

## 令和3年に中小企業等経営強化法が改正

### 経営力向上計画の施策も改正

#### 施策改正のポイント

#### (1)中堅企業への成長促進

資本金によらない新たな支援対象類型を創設し、中小企業から中堅企業への成長途上にある企業群まで対象を拡大。

#### (2)経営資源集約化の促進

M&Aを実施する経営力向上計画の認定を受けた中小企業を税制面で支援する。

# 1. 経営力向上計画の概要（中小企業経営強化法のスキーム）

## （1）政府による事業分野の特性に応じた指針の策定

国は基本方針に基づき、事業分野ごとに生産性向上（「経営力向上」）の方法等を示した事業分野別の指針を策定する。個別の事業分野に知見のある者から意見を聴きつつ、経営力向上に係る優良事例を事業分野別指針に反映する。

## （2）中小企業・小規模事業者等による経営力向上に係る取組の支援

中小企業・小規模事業者等は、事業分野別指針に沿って、「経営力向上計画」を作成し、国の認定を受けすることができる。認定事業者は、税制や金融支援等の措置を受けすることができる。

### 【事業分野別指針（21）が設定されている事業分野】

1. 製造業 2. 卸・小売業 3. 外食・中食 4. 旅館業 5. 医療 6. 保育  
 7. 介護 8. 障害福祉 9. 貨物自動車運送業 10. 船舶産業 11. 自動車整備  
 12. 建設業 13. 有線テレビジョン放送業 14. 電気通信業 15. 不動産業  
 16. 地上基幹放送分野 17. 石油卸売業・燃料小売業 18. 旅客自動車運送事業 19. 職業紹介事業・労働者派遣事業分野  
 20. 学習塾業分野 21. 農業分野

**主務大臣  
（事業所管大臣）**  
 電気通信業  
 総務省：各地方の総合通信局

**【支援措置】**

- 税制の支援措置
- 金融支援の措置
- 法的支援
- 補助金の加算措置

**事業分野別経営力向上推進機関**

<ul style="list-style-type: none"> <li>● 製造業分野 日本自動車部品工業会、日本電子回路工業会、日本能率協会、素形材センター、大阪府産業支援型NPO協議会、日本印刷技術協会</li> <li>● 卸・小売業 日本フロンティアチェーン協会</li> <li>● 外食・中食 日本能率協会</li> <li>● 旅館業 日本旅館協会</li> <li>● 貨物自動車運送業 全日本トラック協会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 自動車整備 日本自動車整備振興会連合会</li> <li>● 建設業 建設業振興基金</li> <li>● 有線テレビジョン放送業 日本ケーブルテレビ連盟 日本ケーブルラボ</li> <li>● 電気通信 情報通信ネットワーク産業協会</li> <li>● 地上機関放送分野 放送サービス高度化推進協会</li> <li>● 学習塾分野 全国学習塾協会</li> </ul>
---	--

認定  
 申請  
 指針への意見  
 ・普及啓発  
 ・研修  
 ・最新の知見の充実

申請  
 認定  
**経営力向上計画**

**特定事業者等**  
 （中小企業・小規模事業者  
 中堅企業）

**経営革新等支援機関**

例)  
 商工会議所、商工会、  
 中小企業団体中央会、  
 地域金融機関、土業  
 等の専門家

※事業分野別指針が策定されていない分野は基本方針に基づいて申請が可能です。

**中小機構**  
 専門家の派遣

## 1. 経営力向上計画の概要（経営力向上計画とは）

経営力向上計画を簡単に説明すると、  
生産性向上につながる下記の取組を行う計画

$$\text{生産性向上} = \frac{\text{付加価値の向上、革新ビジネスの創出}}{\text{効率の向上}}$$

- 付加価値の向上、革新ビジネスの創出 = 提供価値の拡大（売上向上等）
- 効率の向上 = 時間や工程・作業の短縮（コスト削減等）

※平成30年度からM&Aによる生産性向上も対象

# 1. 経営力向上計画の概要（経営力向上計画とは）

## 事業者の経営環境、経営資源

### 経営力向上計画

人材育成、コスト管理等のマネジメント向上、設備投資など、自社の経営力を向上するために実施する計画

- 記載内容
  - ① 企業の概要
  - ② 現状認識
  - ③ 経営力向上の目標及び経営力向上による経営の向上の程度を示す指標
  - ④ 経営力向上の内容
  - ⑤ 事業承継等の時期及び内容（事業承継等を行う場合に限る）
- 申請書書式
  - ・ 3枚程度

## 事業分野別指針

# 1. 経営力向上計画の概要（申請から実行までの手順）

## 1. 制度の利用を検討/事前確認・準備

### 税制措置を受けたい場合

- 適用対象者の要件（資本金1億円以下等）や手続き等の確認
- 設備投資で税制措置を受けるには、計画申請時に工業会証明書や経済局確認書等が必要
- 事業承継等に伴う準備金の積立や登録免許税、不動産取得税の軽減については、対象となる事業承継等の条件や手続きの確認が必要

### 金融支援を受けたい場合

- 適用対象者の要件や手続き等の確認
- 金融支援を受けるには、計画申請前に関係機関への相談が必要

### 法的支援を受けたい場合

- 承継が認められる許認可の種類その他の特例の条件や必要な手続きの確認
- 許認可承継の特例を受ける場合、認定までに相当程度の長い期間を要する場合があります、所管行政庁へ事前相談も必要



# 1. 経営力向上計画の概要（申請から実行までの手順）

## 2. 経営力向上計画の策定

- ①「日本標準産業分類」で、申請を検討している該当事業の分野を確認
- ②事業分野に対応する事業分野別指針を確認
- ③事業分野別指針（分野別指針が無い場合は基本方針）踏まえて経営力向上計画を策定

## 3. 経営力向上計画の申請・認定

- ①各事業分野の主務大臣（電気通信事業は総務大臣）に計画申請書（必要書類を添付）を提出  
（不動産取得税の軽減措置を受ける場合は都道府県経由での提出）
- ②認定を受けた場合、主務大臣から計画認定書と計画申請書の写しが交付  
（申請から認定まで約30日が必要、複数省庁にまたがる場合は約45日。経営力向上計画申請プラットフォームによる電子申請かつ経済産業部局宛でのみの申請は約21日。一方、不動産取得税の軽減措置または許認可承継の特例を利用する場合は、上記日数に加えて関係行政機関における評価・判断の日数が必要）

## 4. 経営力向上計画の開始、取組の実行

- ・ 税制措置・金融支援・法的支援を受け、経営力向上のための取組を実行

# 1. 経営力向上計画の概要（特定事業者等の範囲）

経営力向上計画の認定を受けるには特定事業者等である必要がある

## ●特定事業者等の範囲

認定を受けられる「特定事業者等」（中小企業等経営強化法第2条第6項）

	<ul style="list-style-type: none"><li>・会社または個人事業主</li><li>・医業、歯科医業を主たる事業とする法人（医療法人等）</li><li>・社会福祉法人</li><li>・特定非営利活動法人</li></ul>
従業員数	2000人以下

※従来対象とされていた「中小企業等」（10億円以下もしくは2000人以下のどちらか）に該当し、「特定事業者等」には該当しない場合（資本金10億円以下かつ従業員2000人を超える場合）も、令和5年3月31日までは「特定事業者等」とみなして認定対象となる

## ※注意

経営力向上計画の認定と、税制、金融、法的の支援措置それぞれで、対象となる企業の規模要件が異なる。

# 1. 経営力向上計画の概要（特定事業者等の範囲）

## 「特定事業者等」に該当する法人等の形態について

- ①個人事業主
- ②会社（会社法上の会社（有限会社を含む）及び士業法人）
- ③企業組合、協業組合、事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会、商工組合（「工業組合」「商業組合」を含む。）、商工組合連合会（「工業組合連合会」「商業組合連合会」を含む。）、商店街振興組合、商店街振興組合連合会
- ④生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合、生活衛生同業組合連合会、酒造組合、酒造組合連合会、酒造組合中央会、酒販組合、酒販組合連合会、内航海運組合、内航海運組合連合会、技術研究組合
- ⑤一般社団法人
- ⑥医業を主たる事業とする法人
- ⑦歯科医業を主たる事業とする法人
- ⑧社会福祉法人
- ⑨特定非営利活動法人

※①、②、⑥～⑨については、常時使用する従業員数が2000人以下である必要がある。④、⑤については、構成員の一定割合が特定事業者であることが必要。

※個人事業主の場合は開業届が提出されていること、法人（②～⑨）の場合は法人設立登記がされていることが必要。

## 2. 認定事業者数と利用評価

- ・ 認定業者数
- ・ 認定事業者の利用評価

## 2. 認定事業者数と利用評価（認定事業者数）

○平成28年7月1日に施行後、令和3年12月31日現在までで133,852件を認定（経済産業省:62,251件、国土交通省:41,366件、農林水産省：12,932件、厚生労働省：9,253件、国税庁：1,925件等）

※出所：中小企業庁HP

### <認定事業者の内訳（133,852件）>

#### （業種別）

- 製造業：49,207件
- 卸・小売業：11,839件
- 建設業：34,497件
- サービス業(他に分類されないもの)：5,522件
- 医療,福祉業：6,771件
- 電気・ガス・熱供給・水道業：3,958件
- 情報通信業：2,051件
- 学術研究,専門・技術サービス業：5,289件
- 生活関連サービス業,娯楽業：2,852件
- 宿泊業,飲食サービス業：2,716件
- 不動産業,物品賃貸業：1,715件
- 農業・林業：4,271件
- 運輸業,郵便業：1,727件
- 鉱業,採石業,砂利採取業：609件
- 教育,学習支援業：536件
- 漁業：236件
- 金融業,保険業：40件
- 複合サービス事業：14件
- 分類不能の産業：2件

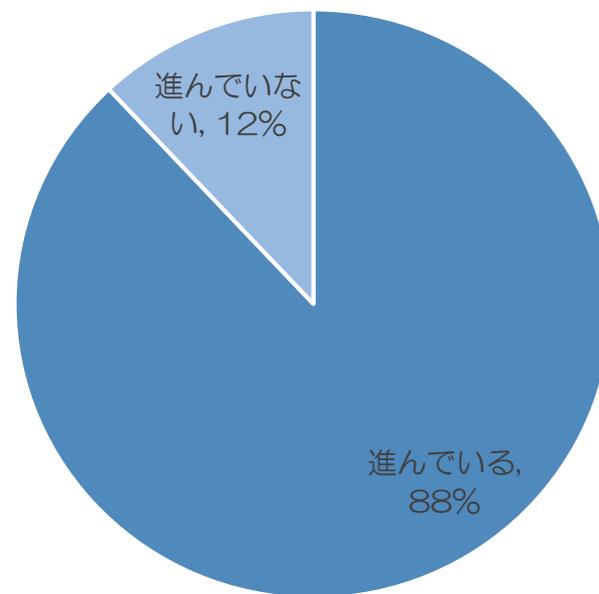
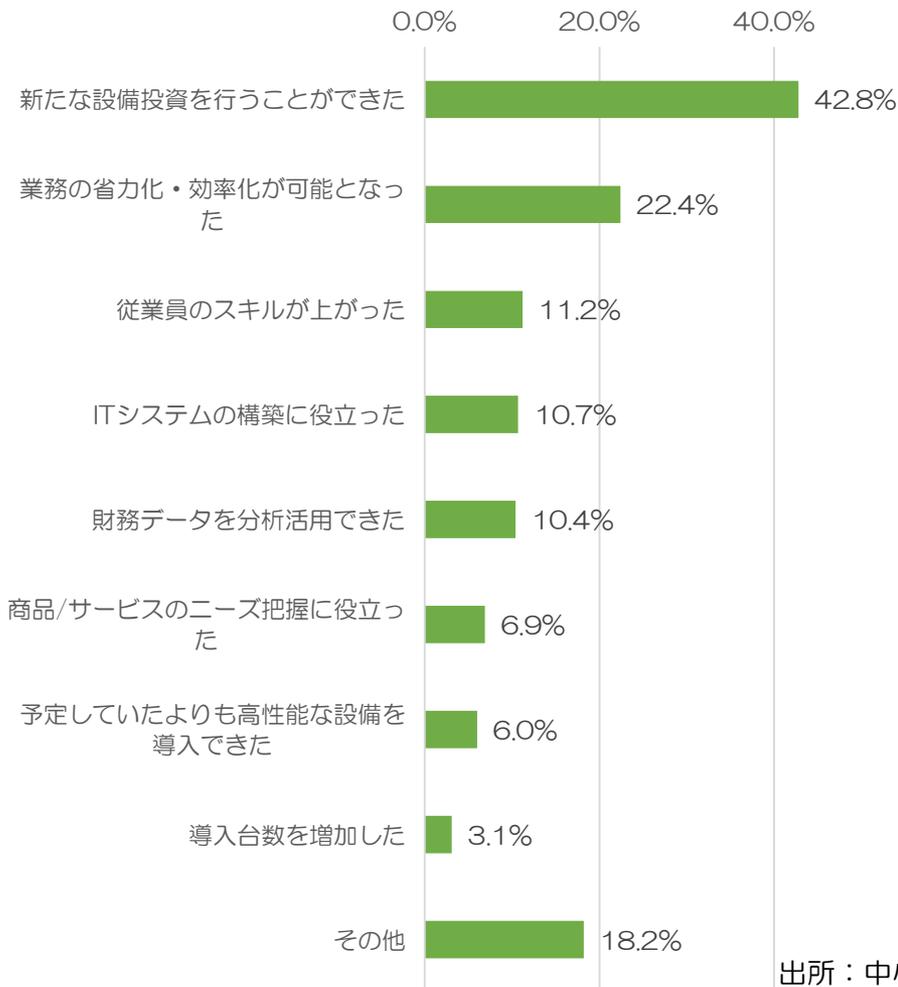
#### （地域別）

- 北海道：6,701件
- 東北：8,222件  
-青森:1,194件-岩手:1,046件-宮城:1,494件-秋田:1,029件-山形:1,651件-福島:1,808件
- 関東：43,961件  
-茨城:2,560件-栃木:1,805件-群馬:2,546件-埼玉:4,414件-千葉:3,242件-東京:11,595件-神奈川:4,985件-新潟:2,992件-山梨:929件-長野:3,558件-静岡5,335件
- 中部：18,817件  
-富山:1,787件-石川:1,844件-岐阜:3,153件-愛知:9,788件-三重:2,245件
- 近畿：27,342件  
-福井:1,599件-滋賀:1,852件-京都:3,088件-大阪:11,421件-兵庫:6,874件-奈良:1,275件-和歌山:1,233件
- 中国：9,048件  
-鳥取:967件-島根:676件-岡山:2,503件-広島:3,508件-山口:1,394件
- 四国：5,622件  
-徳島:1,213件-香川:1,513件-愛媛:1,935件-高知961件
- 九州・沖縄：14,139件  
-福岡:4,520件-佐賀:925件-長崎:1,556件-熊本:2,383件-大分:1,262件-宮崎:1,111件-鹿児島:1,412件-沖縄:970件

## 2. 認定事業者数と利用評価（認定事業者の利用評価）

質問：経営力向上計画認定はどのように役立ちましたか？（※固定資産税軽減の支援措置利用をした事業者は除く）

質問：経営力向上計画認定後、事業は順調にすすんでいますか？



N=6570

出所：中小企業庁(2017年)

# 3. 経営力向上計画の支援措置

- ・ 税制措置
- ・ 金融支援
- ・ 法的支援（M&A等）

### 3. 経営力向上計画の支援措置（中小企業等経営強化法に基づく支援措置）

経営力向上計画の認定を受けた事業者は、計画実行のための支援措置（税制措置、金融支援、法的支援）を、受けることができる

#### ○税制措置

認定計画に基づき取得した一定の設備に係わる法人税等の特例、認定計画に基づき行った事業承継等に係る、登録免許税・不動産取得税の特例、準備金の積立（損金参入）の措置を利用することができる。

#### ○金融支援

政策金融機関の低利融資、民間金融機関の融資に対する信用保証、債務保証等の資金調達に関する支援を受けることができる。

#### ○法的支援(M&A等)

業法上の許認可の承継の特例、組合の発起人数に関する特例、事業譲渡の際の免責的債務引受に関する特例措置を受けることができる。

### 3. 経営力向上計画の支援措置（税制措置）

#### 中小企業経営強化税制

##### ■制度の概要

青色申告書を提出する**中小企業者等**が**指定期間内**に中小企業等経営強化法の認定を受けた経営力向上計画に基づき**一定の設備**を新規取得等して**指定事業**の用に供した場合、即時償却または取得価額10%（資本金3000万円超1億円以下の法人は7%）の税額控除の選択適用ができる。

（注1）税額控除額は、中小企業経営強化税制、中小企業投資促進税制の控除税額の合計で、その事業年度の法人税額または所得税額の20%が上限。なお、税額控除の限度額を超える金額については、翌事業年度に繰り越すことが可能。

（注2）特別償却は、限度額まで償却費を計上しなかった場合、その償却不足額を翌事業年度に繰り越すことが可能。

#### 中小企業者等

	資本金（出資金）を有する法人	資本金（出資金）を有しない法人	個人	協同組合等 中小企業等経営強化法 第2条第2項に規定する 「中小企業者等」に 該当する者に限る
資本金または出資金の額	1億円以下			
常時使用する従業員数		1000人以下	1000人以下	

ただし次の法人は、たとえ資本金が1億円以下でも中小企業者とはならない

- (1) 同一の大規模法人（注）から2分の1以上の出資を受ける法人
- (2) 2以上の大規模法人（注）から3分の2以上の出資を受ける法人
- (3) 前3事業年度の所得金額の平均額等が15億円を超える法人

（注）大規模法人とは、資本金または出資金の額が1億円超の法人、資本または出資金を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人超の法人または大法人（資本金又は出資金の額が5億円以上である法人等）との間に当該大法人による完全支配関係がある法人等をいい、中小企業投資育成株式会社を除く。

### 3. 経営力向上計画の支援措置（税制措置）

#### 中小企業経営強化税制

#### 指定期間

2023年（令和5年）3月31日まで

#### 指定事業

製造業、建設業、農業、林業、漁業、水産養殖業、鉱業、採石業、砂利採取業、卸売業、道路貨物運送業、倉庫業、港湾運送業、ガス業、料理店業その他の飲食店業（一定の類型を除き（注4参照）、料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブ、その他これらに類する事業を除きます。）、一般旅客自動車運送業、海洋運輸業及び沿海運輸業、内航船舶貸渡業、旅行業、こん包業、郵便業、損害保険代理業、不動産業、**情報通信業**、駐車場業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、洗濯・理容・美容・浴場業、その他の生活関連サービス業、教育、学習支援業、医療、福祉業、協同組合（他に分類されないもの）、サービス業（他に分類されないもの）

（注1）中小企業投資促進税制の対象事業に該当する全ての事業が中小企業経営強化税制の指定事業となる。

（注2）電気業、水道業、鉄道業、航空運輸業、銀行業、娯楽業（映画業を除く）等は対象にならない。

（注3）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に該当するものを除く。

（注4）①料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する飲食店業は、生活衛生同業組合の組合員が営むもののみが指定事業になる。

### 3. 経営力向上計画の支援措置（税制措置）

#### 中小企業経営強化税制

#### 一定の設備

類型	A類型 生産性向上設備	B類型 収益力強化設備	C類型 デジタル化設備	D類型 経営資源集約化に 資する設備
要件	生産性が旧モデル比平均1%以上向上する設備	投資収益率が年平均5%以上の投資計画に係わる設備	遠隔操作、可視化、自動制御化のいずれかに該当する設備	修正ROAまたは有形固定資産回転率が一定割合以上の投資計画に係わる設備
確認者	工業会等	経済産業局		
対象設備 ※1～3	機械装置（160万円以上）、工具（30万円以上、A類型は測定、検査工具に限る）、器具備品（30万円以上）、建物付属設備（60万円以上）、ソフトウェア（70万円以上、A類型は設備の稼働状況等に係わる情報収集機能及び分析・指示機能を有するものに限る）			
その他要件	生産等設備を構成するものであること（事務用器具備品、本店、寄宿舍などに係わる建物付属設備、福利厚生施設に係わるものは該当しない）（※4）/国内への投資であること/ 中古資産・貸付資産で無いこと等			

※1 発電用の機械装置、建物付属設備については、発電量のうち販売を行うことが見込まれる電気の量が占める割合が2分の1を超える発電設備等を除く。また発電設備等について税制措置を適用する場合は、経営力向上計画の認定申請時に報告書の提出を要する。

※2 医療保険業を行う事業者が取得または制作する器具備品（医療機器に限る）、建物付属設備を除く

※3 ソフトウェアについては、複写して販売するための原本、開発研究用のもの、サーバー用OSのうち一定のものなどは除く。

※4 働き方改革に資する減価償却資産であって、生産等設備を構成するものは、本税制措置の対象となる場合がある。詳細は質疑応答事例（国税庁）に記載。<https://www.nta.go.jp/law/shitsugi/hojin/O4/16.htm>

### 3. 経営力向上計画の支援措置（税制措置）

#### 中小企業経営強化税制

##### 生産性向上設備（A類型）

下表の対象設備のうち、以下の二つの要件を満たすもの

- ①一定期間内に販売されたモデル（最新モデルである必要はない）
- ②経営力の向上に資するものの指標（生産性効率、エネルギー効率、精度）が旧モデルと比較して年平均1%以上向上している設備（※）

※ソフトウェアについては、情報収集機能及び分析・指示機能を有するもの

要件①②については工業会等から証明書を取得する必要がある

設備の種類	用途又は細目	最低価額 (1台又は1基の取得価額)	販売開始時期
機械装置（※1,5）	全て	160万円以上	10年以内
工具	測定工具及び検査工程	30万円以上	5年以内
器具備品（※2,6）	全て	30万円以上	6年以内
建物付属設備（※3,5,6）	全て	60万円以上	14年以内
ソフトウェア（※4,6）	設備の稼働状況等に係る情報収集機能及び分析・指示機能を有するもの	70万円以上	5年以内

※1 発電の用に供する設備にあって、主として電気の販売を行うために取得等をするもの（経営力向上計画の実施時期のうちで発電した電気の販売を行う期間中の発電量のうち、販売を行うことが見込まれる電気の量が占める割合が2分の1を超える発電設備等。以下同じ）を除く。

※2 医療機器にあっては、医療保健業を行う事業者が取得又は製作をするものを除く。

※3 医療保健業を行う事業者が取得又は建設をするものを除くものとし、発電の用に供する設備にあっては主として電気の販売を行うために取得等をするものを除く。

※4 複製して販売するための原本、開発研究用のもの、サーバー用OSのうち一定のものなどは除く（中促と同様）。

※5 発電設備等の取得等をして税制措置を適用する場合には、経営力向上計画の認定申請時に「発電設備等の概要等に関する報告書」及びその記載内容を証する書類の添付が必要となります。詳しくは「経営力向上計画策定の手引き」を確認。

※6 働き方改革に資する減価償却資産にあって、生産等設備を構成するものについては、本税制措置の対象となる場合がある。

### 3. 経営力向上計画の支援措置（税制措置）

#### 中小企業経営強化税制

#### 収益力向上設備（B類型）

下表の対象設備のうち、以下の要件を満たすもの  
 年平均の投資利益率が5%以上となることを見込まれることにつき、経済産業大臣（経済産業局）の確認を受けた投資計画に記載された投資の目的を達成するために必要な設備  
 上記の要件について、経済産業局から確認書を取得する必要がある。

設備の種類	用途又は細目	最低価額 (1台又は1基の取得 価額)
機械装置 (※1, 5)	全て	160万円以上
工具		30万円以上
器具備品 (※2, 6)		30万円以上
建物付属設備 (※3, 5, 6)		60万円以上
ソフトウェア (※4, 6)		70万円以上

■投資利益率の計算について  
 年平均投資利益率5%以上は下記のように算出

$$\frac{\text{「営業利益+減価償却費※1」の増加額※2}}{\text{設備投資額※3}}$$

※1：会計上の減価償却費  
 ※2：設備の取得等をする年度の翌年度以降3年度の平均額  
 ※3：設備の取得等する年度におけるその取得等をする設備の取得価額の合計

- ※1 発電の用に供する設備にあって、主として電気の販売を行うために取得等をするもの（経営力向上計画の実施時期のうちで発電した電気の販売を行う期間中の発電量のうち、販売を行うことが見込まれる電気の量が占める割合が2分の1を超える発電設備等。以下同じ）を除く。
- ※2 医療機器にあっては、医療保健業を行う事業者が取得又は製作をするものを除く。
- ※3 医療保健業を行う事業者が取得又は建設をするものを除くものとし、発電の用に供する設備にあっては主として電気の販売を行うために取得または建設するものを除く。
- ※4 複写して販売するための原本、開発研究用のもの、サーバー用OSのうち一定のものなどは除く（中小企業投資促進税制と同様）。
- ※5 発電設備等の取得等をして税制措置を適用する場合には、経営力向上計画の認定申請時に「発電設備等の概要等に関する報告書」及びその記載内容を証する書類の添付が必要となる。詳しくは「経営力向上計画策定の手引き」を確認
- ※6 働き方改革に資する減価償却資産であって、生産等設備を構成するものについては、本税制措置の対象となる場合がある。

### 3. 経営力向上計画の支援措置（税制措置）

#### 中小企業経営強化税制

#### デジタル化設備（C類型）

下表の対象設備のうち、以下の要件を満たすもの

事業プロセス①遠隔操作②可視化③自動制御化のいずれかを可能にする設備として、経済産業大臣（経済産業局）の確認を受けた投資計画に記載された投資の目的を達成するために必要不可欠な設備

上記の要件について、経済産業局から確認書を取得する必要がある。

設備の種類	用途又は細目	最低価額 (1台又は1基の取得価額)
機械装置（※1,5）	全て	160万円以上
工具		30万円以上
器具備品（※2,6）		30万円以上
建物付属設備（※3,5,6）		60万円以上
ソフトウェア（※4,6）		70万円以上

※1 発電の用に供する設備にあって、主として電気の販売を行うために取得等をするもの（経営力向上計画の実施時期のうちで発電した電気の販売を行う期間中の発電量のうち、販売を行うことが見込まれる電気の量が占める割合が2分の1を超える発電設備等。以下同じ）を除く。

※2 医療機器にあっては、医療保健業を行う事業者が取得又は製作をするものを除く。

※3 医療保健業を行う事業者が取得又は建設をするものを除くものとし、発電の用に供する設備にあっては主として電気の販売を行うために取得等をするものを除く。

※4 複写して販売するための原本、開発研究用のもの、サーバー用OSのうち一定のものなどは除く（中小企業投資促進税制と同様）。

※5 発電設備等の取得等をして税制措置を適用する場合には、経営力向上計画の認定申請時に「発電設備等の概要等に関する報告書」及びその記載内容を証する書類の添付が必要となります。詳しくは「経営力向上計画策定の手引き」を確認。

※6 働き方改革に資する減価償却資産にあって、生産等設備を構成するものについては、本税制措置の対象となる場合がある。

### 3. 経営力向上計画の支援措置（税制措置）

#### 中小企業経営強化税制

#### デジタル化設備（C類型）

各事業プロセスの内容について

①遠隔操作	1) デジタル技術を用いて、遠隔操作をすること 2) 以下のいずれかを目的とすること A) 事業を非対面で行うことができるようにすること B) 事業に従事する者が、通常行う業務を出勤する場所以外で行うことができるようにすること
②可視化	1) データの集約・分析を、デジタル技術を用いて行うこと 2) 1) のデータが、現在行っている事業や事業プロセスに関係するものであること 3) 1) により事業プロセスに関する最新の状況を把握し経営資源等の最適化※を行うことができるようにすること
③自動制御化	1) デジタル技術を用いて、状況に応じて自動的に指令を行うことができるようにすること 2) 1) の指令が、現在行っている事業プロセスに関する経営資源等を最適化するためのものであること

※「経営資源の最適化」とは、「設備、技術、個人の有する知識及び技能等を含む事業活動に活用される資源等の最適な配分等」という。

### 3. 経営力向上計画の支援措置（税制措置）

#### 中小企業経営強化税制

#### 経営資源集約化に資する設備（D類型）

下表の対象設備のうち、以下の要件を満たすもの

- ・ 経営力向上計画に事業承継等事前調査に関する事項の記載があるもので、経営力向上計画に従って事業承継等を後に取得または製作、建設をするもの
- ・ 計画終了年次の修正ROAまたは有形固定資産回転率が要件を満たすことが見込まれるものであることを、経済産業大臣（経済産業局）の確認を受けた投資計画に記載された投資目的の達成に必要不可欠な設備

上記の要件について、経済産業局から確認書を取得する必要がある

設備の種類	用途又は細目	最低価額 (1台又は1基の取得価額)
機械装置（※1,5）	全て	160万円以上
工具		30万円以上
器具備品（※2,6）		30万円以上
建物付属設備（※3,5,6）		60万円以上
ソフトウェア（※4,6）		70万円以上

※1 発電の用に供する設備にあって、主として電気の販売を行うために取得等をするもの（経営力向上計画の実施時期のうちで発電した電気の販売を行う期間中の発電量のうち、販売を行うことが見込まれる電気の量が占める割合が2分の1を超える発電設備等。以下同じ）を除く。

※2 医療機器にあっては、医療保健業を行う事業者が取得又は製作をするものを除く。

※3 医療保健業を行う事業者が取得又は建設をするものを除くものとし、発電の用に供する設備にあっては主として電気の販売を行うために取得または建設するものを除く。

※4 複写して販売するための原本、開発研究用のもの、サーバー用OSのうち一定のものなどは除く（中小企業投資促進税制と同様）。

※5 発電設備等の取得等をして税制措置を適用する場合には、経営力向上計画の認定申請時に「発電設備等の概要等に関する報告書」及びその記載内容を証する書類の添付が必要となる。詳しくは「経営力向上計画策定の手引き」を確認

※6 働き方改革に資する減価償却資産であって、生産等設備を構成するものについては、本税制措置の対象となる場合がある。

### 3. 経営力向上計画の支援措置（税制措置）

#### 中小企業経営強化税制

#### 経営資源集約化に資する設備（D類型）

- 計画終了年次の修正ROAまたは有形固定資産回転率の要件

計画期間	有形固定資産回転率	修正ROA
3年	+2%	+0.3%ポイント
4年	+2.5%	+0.4%ポイント
5年	+3.0%	+0.5%ポイント

- 計画終了年次の修正ROA・有形固定資産回転率の計算

$$\text{修正ROA (変化分)} = \frac{\text{計画終了年度における営業利益} + \text{減価償却費}_{※1} + \text{研究開発費}_{※1}}{\text{計画終了年度における総資産}_{※2}} - \frac{\text{基準年度における}_{※3}\text{営業利益} + \text{減価償却費} + \text{研究開発費}}{\text{計画終年度における総資産}}$$

$$\text{有形固定資産回転率 (変化率)} = \frac{\frac{\text{計画終了年度における売上高}}{\text{計画終了年度における有形固定資産}_{※2}} - \frac{\text{基準年度}_{※3}\text{における売上高}}{\text{基準年度における有形固定資産}}}{\frac{\text{基準年度}_{※3}\text{における売上高}}{\text{基準年度における有形固定資産}}}$$

※1 会計上の減価償却費及び研究開発費

※2 帳簿価額を指す

※3 計画開始直前における事業年度の確定決算時の数値

### 3. 経営力向上計画の支援措置（税制措置）

#### 中小企業経営強化税制

#### ★申請手続の流れ

##### ① 証明書または確認書の発行

申請者は、導入を予定している設備が類型に該当していることについて、A類型は工業会等、B～D類型は経済産業局の証明・確認を受け、工業会証明書又は確認書の交付を受ける。

##### ② 経営力向上計画の申請・認定

①の証明書、確認書を添付して、経営力向上計画を主務大臣に申請する。認定を受けた場合、主務大臣から計画認定書と計画申請書の写しが申請者に交付される。

##### ③ 税務申告

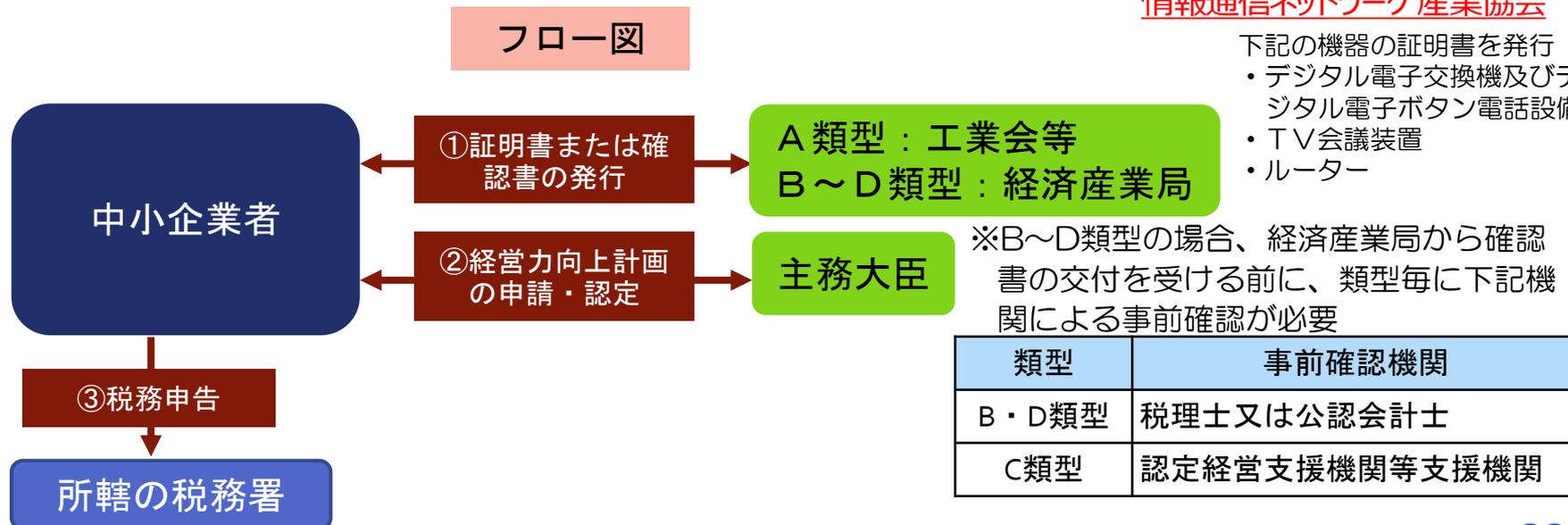
認定を受けた経営力向上計画に基づき取得した経営力向上設備等については、税法上の要件を満たす場合には、税務申告において税制上の優遇措置の適用を受けることができる。

※税務申告に際しては、②経営力向上計画及び計画認定書（いずれも写し）を添付する。

#### 情報通信ネットワーク産業協会

- 下記の機器の証明書を発行
- ・ デジタル電子交換機及びデジタル電子ボタン電話設備
  - ・ TV会議装置
  - ・ ルーター

#### フロー図



※B～D類型の場合、経済産業局から確認書の交付を受ける前に、類型毎に下記機関による事前確認が必要

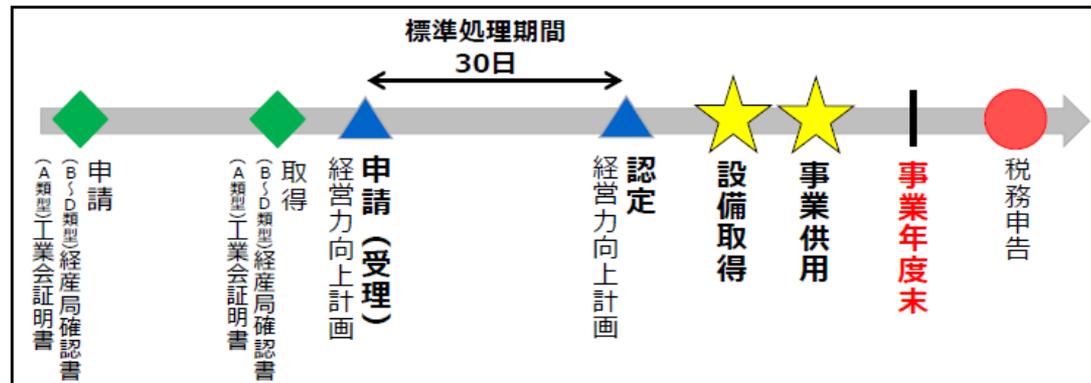
類型	事前確認機関
B・D類型	税理士又は公認会計士
C類型	認定経営支援機関等支援機関

### 3. 経営力向上計画の支援措置（税制措置）

#### 中小企業経営強化税制

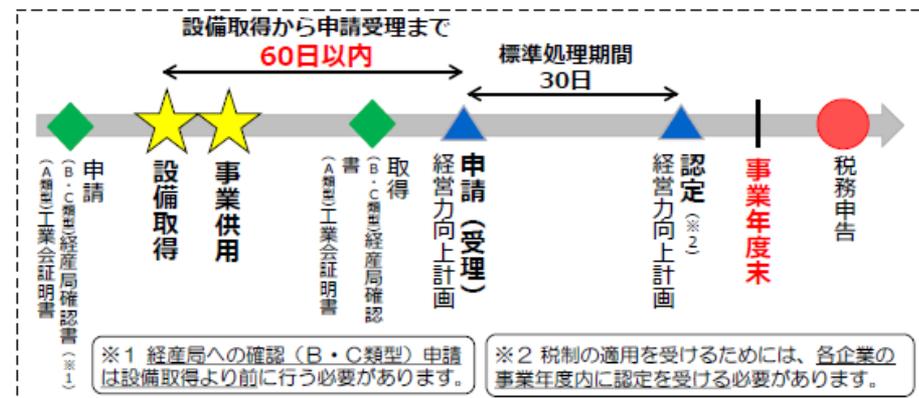
#### ●設備の取得時期について （A～D類型共通）

経営力向上設備等については、経営力向上計画の認定後の取得が原則。



#### 【例外】 設備取得後に経営力向上計画を申請する場合

- 設備取得後に経営力向上計画を申請する場合は、設備取得日から**60日以内**に経営力向上計画が受理される必要がある。
- 税制の適用を受けるには、遅くとも**当該設備を取得し事業の用に供した年度（各企業の事業年度）内に認定を受ける必要がある**（当該事業年度を超えて認定を受けた場合、**税制の適用を受けることができない**）。
- D類型を活用する場合、事業承継等の実施後に設備を取得する必要があるため、新規申請の場合は例外措置の活用はできない



### 3. 経営力向上計画の支援措置（税制措置）

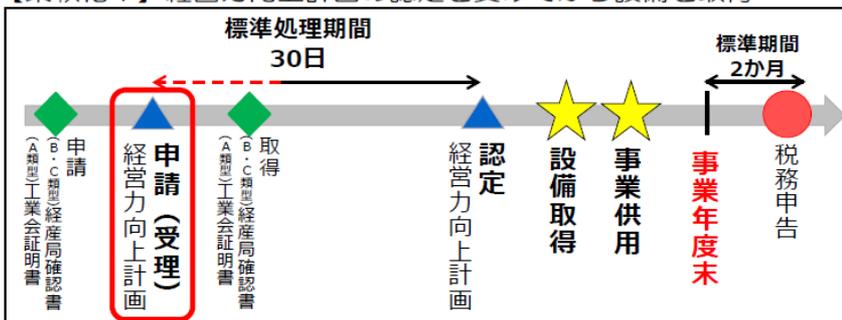
#### 中小企業経営強化税制

##### ●経営力向上計画の申請に関する柔軟な取り扱い

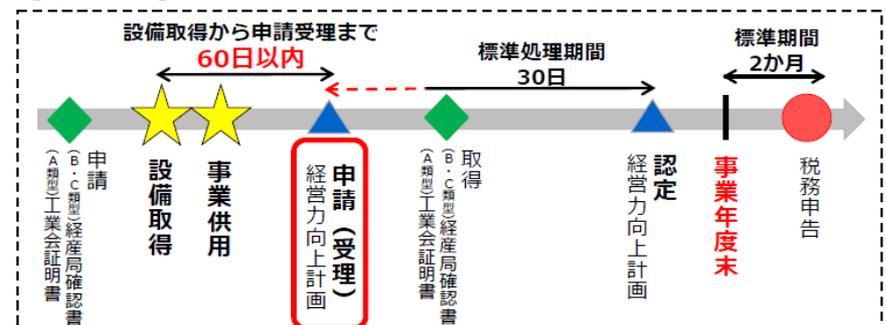
新型コロナウイルス感染の影響の長期化している中でも、経営力向上計画の認定を迅速化する観点から以下の特例が設けられた。

工業会証明書（A類型）、経産局確認書（B・C類型）の申請手続と同時並行で、計画認定に係る審査を行うことが可能になった（令和3年8月2日以降の経営力向上計画申請）。

【柔軟化1】経営力向上計画の認定を受けてから設備を取得



【柔軟化2】設備取得後に経営力向上計画を申請する場合



※工業会証明書（A類型）、経産局確認書（B・C類型）の申請は経営力向上計画の申請より前に行う必要がある。  
※経営力向上計画の認定までの標準処理期間（30日）については、工業会証明書・経産局確認書が無い場合認定業務を実施できない場合は、申請の補正を要する期間として標準処理期間に含まない）

### 3. 経営力向上計画の支援措置（税制措置）

#### 事業承継等に係わる登録免許税・不動産取得税の特例

他者から事業を承継するために土地・建物を取得する場合、経営力向上計画の認定により登録免許税・不動産取得税の軽減措置が可能になる。

#### （1）制度の概要

**①中小企業者等**が、**②適用期間内**に中小企業等経営強化法の認定を受けた経営力向上計画に基づき、**③合併、会社分割または事業譲渡**を通じて、他の中小企業者等から不動産を含む事業用資産等を取得する場合、不動産の権利移転について生じる**④登録免許税、不動産取得税の軽減**を受けることができる。

#### ①中小企業者等

	資本金（出資金） を有する法人	資本金（出資金） を有しない法人	個人	協同組合等 中小企業等経営強化法 第2条第6項に規定す る「特定事業者等」に 該当する者に限る
資本金	1億円以下			
常時使用する従業員数		1000人以下	1000人以下	

ただし次の法人は、たとえ資本金が1億円以下でも中小企業者等とはならない

- ①同一の大規模法人（資本金もしくは出資金の額が1億円超の法人、資本金または出資金を有しない法人のうち、常時使用する従業員数が1000人超の法人又は大法人（資本金または出資金の額が5億円以上である法人等）との間に当該大法人による完全支配関係がある法人等いい、中小企業投資育成（株）の除く）2分の1以上の出資を受ける法人
- ②2以上の大規模法人から3分の2以上の出資を受ける法人

※以上の「中小企業者等」の条件を満たせば、登録免許税・不動産取得税いずれの軽減措置も利用可能の対象になる。上記の「中小企業者等」の条件を満たさない場合でも、中小企業経営強化法上の「特定事業者等」も該当する者は、登録免許税の軽減措置のみ利用することができる。

#### ②適用期間とは

2024年（令和6年）3月31日まで延長

### 3. 経営力向上計画の支援措置（税制措置）

#### 事業承継等に係わる登録免許税・不動産取得税の特例

#### ③合併、会社分割または事業譲渡（対象となる行為類型）

(i)合併、(ii)会社分割または(iii)事業譲渡により、他の中小企業者等から土地・建物を含む事業上の権利義務を取得する行為であって、事業の承継を伴うもの

※後継者不在により事業の継続が困難となっている事業者から取得するもので、かつ、事業の承継を伴う取組である必要がある。詳しくは「経営力向上計画策定の手引き」を参照

#### ④登録免許税、不動産取得税の軽減（軽減措置の内容）

##### <登録免許税>

登記の種類		通常税率	計画認定時の税率
不動産所有権の移転登記	事業に必要な資産の譲受けによる移転登記	2.0（※）	1.6%
	合併による移転登記	0.4%	0.2%
	分割による移転の登記	2.0%	0.4%

※令和5年3月31日まで、土地を売買した場合の登録免許税は、一般的に1.5%に軽減されている。

##### <不動産取得税（事業譲渡の場合のみ（※1）>

取得する不動産の種類	税額	計画認定時の特例
土地・住宅	不動産の価格×3.0%	不動産の価格の1/6相当額を課税標準から控除
住宅以外の家屋	不動産の価格×4.0%（※2）	

※1:合併や一定の会社分割の場合は非課税

※2:事務所や宿舍等の一定の不動産を除く

### 3. 経営力向上計画の支援措置（税制措置）

#### 事業承継等に係わる登録免許税・不動産取得税の特例

##### (2) 適用手続き

###### ①計画認定申請

合併、会社分割または事業譲渡を行って土地・建物を取得することを含む経営力向上計画を策定し認定を受ける。

- 登録免許税の軽減措置を受ける場合は、適用証明申請書を計画認定の省庁に2部提出し、軽減措置対象であることを示す適用証明書を受け取る。
- 不動産取得税の軽減措置を受ける場合は、申請書提出先は当該措置に関わる土地・建物が所在する都道府県に提出する。（※省庁にも事前相談要）。

###### ②合併等の実行、土地・建物の権利移転登記手続き

認定計画通りに合併、会社分割または事業譲渡の実行後、土地・建物の権利移転に関わる移転登記手続きを法務局に申請する。

###### ③登録免許税の軽減措置を受ける

登録免許税の軽減措置を受けるには、②の手続き申請の際に、①で入手した適用証明書を添付して申請する。

（軽減措置を受けるには、計画認定日から1年以内に移転登記手続きの完了が必要）

###### ④不動産取得税の申告・納税

不動産取得税の軽減措置を受けるには、不動産取得に関わる申告の際に、認定書の写しを添付して申告する。その後、都道府県から送付される納税通知書に従って軽減された税額を支払う。

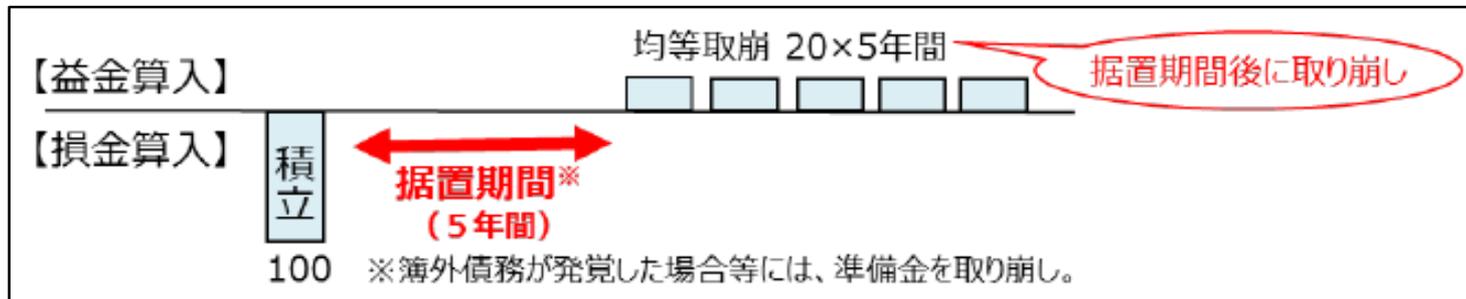
### 3. 経営力向上計画の支援措置（税制措置）

#### 中小企業事業再編投資損失準備金

##### ■ 制度の概要

①中小企業者が②適用期間内に③事業承継等事前調査に関する事項が記載された、経営力向上計画の認定を受けた場合、当該計画に基づき④株式等を取得し、かつ、これを事業年度末まで引き続き有している場合において、⑤株式等の取得価格と計上する金額の一定割合の金額を準備金として積み立てたときは、その積み立てた金額はその事業年度において損金算入できる。

積み立てた準備金は、⑥帳簿価額の減損等の取り崩し要件に該当する行為を行った場合は、取り崩して益金に算入され、5年経過後はその後の5年間にかけて均等額で準備金を取り崩し、益金に算入される。



##### ①中小企業者

	資本金（出資金）を有する法人	資本金（出資金）を有しない法人
資本または出資金の額	1億円以下	—
常時使用する従業員数	—	1000人以下

ただし次の法人は、たとえ資本金が1億円以下でも適用の対象にならない

- (1) 同一の大規模法人（注）から2分の1以上の出資を受ける法人
- (2) 2以上の大規模法人（注）から3分の2以上の出資を受ける法人
- (3) 前3事業年度の所得金額の平均額等が15億円を超える法人

（注）大規模法人とは、資本金若しくは出資金の額が1億円超の法人、資本金もしくは出資金を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人超の法人又は大法人（資本金又は出資金の額が5億円以上である法人等）との間に当該大法人による完全支配関係がある法人等をいい、中小企業投資育成株式会社を除く。）から2分の1以上の出資を受ける法人

## 3. 経営力向上計画の支援措置（税制措置）

### 中小企業事業再編投資損失準備金

#### ②適用期間

2024年（令和6年）3月31日まで

#### ③事業承継等事前調査

M&Aによる譲受側が譲渡側に対して行う調査で、法務、財務、税務その他の観点から、引き継ぐ経営資源について損害が生ずるおそれがないかを調べる行うデュージューリエンス（DD）で、認定にあたっては、十分な事前調査を実施するかどうかを「事前承継等事前調査チェックシート」で確認される。

#### ④対象となる行為類型

株式等の取得（取得価額10億円以下に限る）であって、事業の承継を伴うもの

※「事業の承継を伴う」取組であることが必要

- ①同一の者に支配された法人間での事業の移転等、実質的に事業の承継といえないものは除かれる。具体的には承継される企業と承継する企業を直接または間接的に支配している者が同一の者である場合には「事業の承継を伴う」ものといえず、対象とならない
- ②事業を承継させる側の経営者と事業を承継する側の経営者が親族関係にない場合であれば、認定対象となりえる。

#### ⑤積立額

取得価額の70%を限度に、任意の金額を積み立てることができる。

※取得価額とは、その購入の代価であり、購入手数料その他の有価証券のために要した費用がある場合には、その費用を加算した金額

#### ⑥取崩要件

- 経営力向上計画の認定を取り消された場合（全額）
- 所得した株式を売却等を行うことで所有しなくなった場合（全額または相当分）
- 株式を取得した法人が合併により合併法人に当該株式を移転した場合（全額）
- 取得した株式を発行する法人が解散した場合
- 取得した株式の帳簿価格を減額した場合（相当分）
- 株式を取得した法人が解散した場合（全額）
- 株式を取得した法人が青色申告書の承認を取り消され、また取りやめた場合（全額）
- 取得した法人が連結事業年度の翌事業年度の確定申告書等を青色申告書により提出できるものでない場合（全額）
- それ以外の場合において準備金を取崩した場合

### 3. 経営力向上計画の支援措置（税制措置）

#### 中小企業事業再編投資損失準備金

##### ■適用手続き

##### ①計画認定

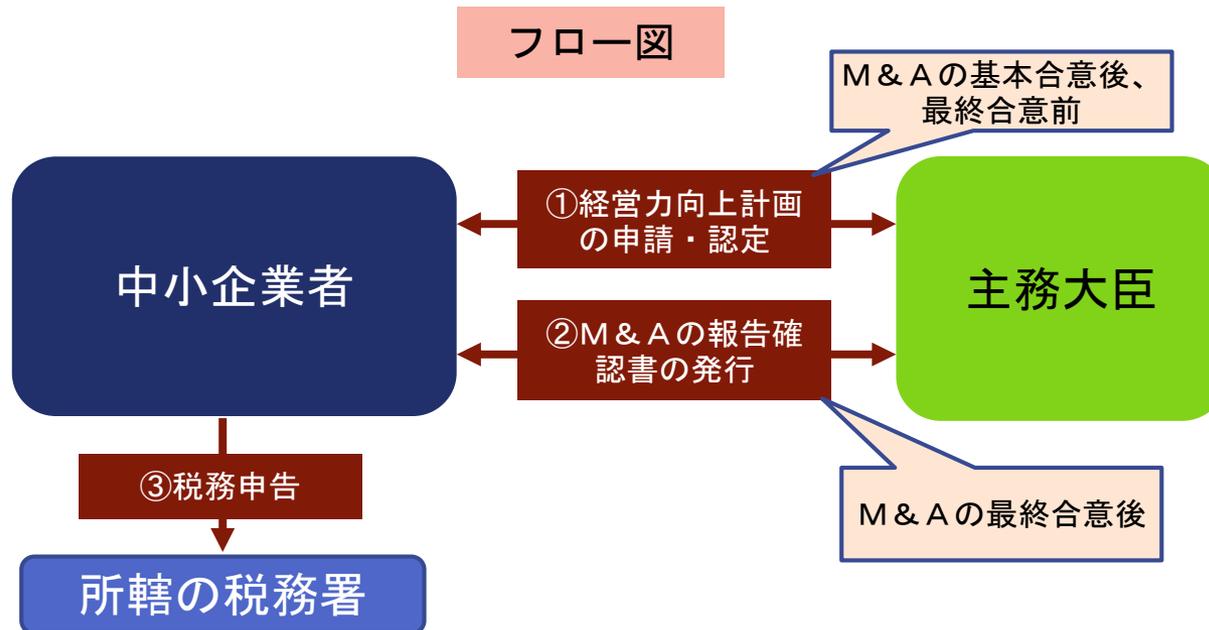
経営力向上計画の内容に株式取得を含み、かつ事業承継等事前調査の内容を記載した経営力向上計画を策定し、認定を受ける。申請時に併せて、事業承継等事前調査チェックシートを作成し添付する。

##### ②株式取得の実行

認定計画の内容に従って株式取得を実行した後、事業承継等を実施したこと及び事業承継等事前調査の内容について報告し確認書を受け取る。

##### ③税制措置の適用

税法上の要件を満たす場合には、税務申告において準備金積立額について損金算入できる。税務申告に際しては、①の申請書と認定書、②の確認書（いずれも写し）を添付する。



### 3. 経営力向上計画の支援措置（金融支援）

認定された事業者は政策金融機関の低利融資、民間金融機関の融資に対する通常とは別枠での信用保証、債務保証等の資金調達に関する支援などを受けることができる。

#### ●各種金融支援

	支援名	対象範囲
①	日本政策金融公庫による低利融資	中小企業者向け
②	中小企業信用保険法の特例	特定事業者向け
③	中小企業投資育成株式会社法の特例	特定事業者向け
④	日本政策金融公庫によるスタンドバイ・クレジット	特定事業者向け
⑤	日本政策金融公庫によるクロスボーダーローン	特定事業者向け
⑥	中小企業基盤整備機構による債務保証	特定事業者等向け（特定事業者除く）
⑦	（公財）食品流通構造改善促進機構による債務保証	特定事業者等向け

#### ●適用手続き

各種金融支援の活用には、経営力向上計画の提出前に関係機関との相談が必要。

#### ※注意事項

金融機関および信用保証協会の融資・保証の審査は、担当省庁による経営力向上計画もある。

### 3. 経営力向上計画の支援措置（金融支援）

●金融支援別の適用対象者 **金融支援毎に活用できる支援措置が企業規模で異なる。**

定義	特定事業者等（中小企業等経営強化法第2条第6項）	
	ア. 特定事業者等・その他政令で定める法人（※1）（イ）に該当する者を除く）	イ. 特定事業者（※2）
	従業員2000人以下の会社および個人	（※2）特定事業者の定義の通り
①日本政策金融公庫による低利融資	中小企業者※3に限って○	
②中小企業信用保険の特例 ③中小企業投資育成株式会社法の特例 ④日本政策金融公庫によるスタンドバイ・クレジット ⑤日本政策金融公庫によるクロスボーダーローン	×	○
⑥中小企業基盤整備機構による債務保証	○	×
⑦食品流通構造改善促進機構による債務保証（食品製造業者等のみ対象）	○	○

※1：その他政令で定める法人の定義

特定事業者以外に医療・歯科医業を主たる事業とする法人（医療法人等）、社会福祉法人、特定非営利活動法人についても、従業員数2000人以下の要件を満たす場合は特定事業者の範囲に含む

※2：特定事業者の定義

	製造業、その他	卸売業	小売業、サービス業	政令指定業種 ※左記の業種のうち、特別に政令で基準を定めている業種 ソフトウェア業、情報処理サービス業、旅館業
従業員数	500人以下	400人以下	300人以下	500人以下

※3：【中小企業者の定義】

	製造業、その他	卸売業	小売業	サービス業	政令指定業種 ※左記の業種のうち特別に政令で定める基準で定めている業種			
					ゴム製品製造業	ソフトウェア業または情報処理サービス業	旅館業	
資本金	右欄の上下どちらかで判断	3億円以下	1億円以下	5千万円以下	5千万円以下	3億円以下	3億円以下	5千万円以下
従業員数		300人以下	100人以下	50人以下	100人以下	900人以下	300人以下	200人以下

### 3. 経営力向上計画の支援措置（金融支援）

※法改正の暫定措置として、2022年度までに認定を受けた事業者は引き続き以下の区分で支援措置の活用が可能

定義	中小企業者等（中小企業等経営強化法第2条第2項）	
	ア. 中堅企業・その他政令で定める法人（※1）（イ）に該当する者を除く 資本金10億円以下の会社または従業員2000人以下の会社および個人	イ. 中小企業者（※2） （※2）中小企業者の定義の通り
①日本政策金融公庫による低利融資		
②中小企業信用保険の特例		
③中小企業投資育成株式会社法の特例		
④日本政策金融公庫によるスタンバイ・クレジット	×	○
⑤日本政策金融公庫によるクロスボーダーローン		
⑥中小企業基盤整備機構による債務保証	○	×
⑦食品流通構造改善促進機構による債務保証（食品製造業者等のみ対象）	○	○

※1：その他政令で定める法人の定義

中小企業者以外に医療・歯科医業を主たる事業とする法人（医療法人等）、社会福祉法人、特定非営利活動法人についても、資本金もしくは出資の総額が10億円以下または従業員数2000人以下（資本・出資を有しない場合）の要件を満たす場合は、中小企業者等の範囲に含まれる

※2：【中小企業者の定義】

		製造業その他	卸売業	小売業	サービス業	政令指定業種 ※左記の業種のうち特別に政令で定める基準で定めている業種		
						ゴム製品製造業	ソフトウェア業または情報処理サービス業	旅館業
資本金	右欄の上下どちらかで判断	3億円以下	1億円以下	5千万円以下	5千万円以下	3億円以下	3億円以下	5千万円以下
従業員数		300人以下	100人以下	50人以下	100人以下	900人以下	300人以下	200人以下

### 3. 経営力向上計画の支援措置（金融支援）

#### ① 日本政策金融公庫による低利融資 **中小企業者向け**

設備投資に必要な資金について、低利融資を受ける事ができる。

貸付金利	(中小企業事業) 設備資金（土地及び建物の資金を除く）は2億7千万円を限度として特別利率② (国民生活事業) 設備資金（土地及び建物の資金を除く）は2億7千万円を限度として特別利率B
貸付限度額	(中小企業事業) 7億2000万円（うち運転資金2億5000万円） (国民生活事業) 7200万円（うち運転資金4800万円）
貸付期間	設備資金20年以内、長期運転資金7年以内（据置期間2年以内）

※沖縄県の事業者は、沖縄振興開発金融公庫の低利融資の利用が可能

#### ② 中小企業信用保険法の特例 **特定事業者向け**

経営力向上計画の実行（※）にあたり、民間金融機関から融資を受ける際、信用保証協会による信用保証のうち、普通保険等とは別枠での追加保証や保証枠の拡大が受けられる。

※新商品・新サービスなど「自社にとって新しい取組」（新事業活動）及びM&A等による事業承継（デューデリジェンスを含む）に限る

	通常枠	別枠
普通保険	2億円（組合4億円）	2億円（組合4億円）
無担保保険	8000万円	8000万円
特別小口保険	2000万円	2000万円
新事業開拓保険	2億円→3億円（保証枠の拡大）	
海外投資関係保険	2億円→3億円（保証枠の拡大）	

※経営力向上計画において、一定の財務要件を満たすことの認定を受けた企業であって、事業承継等に必要資金に係わる信用保証の申込みにおいて、保証申込み直前の事業年度決算においても一定の財務要件等を満たす場合には経営者保証は不要

### 3. 経営力向上計画の支援措置（金融支援）

#### ③ 中小企業投資育成株式会社法の特例 **特定事業者向け**

通常の投資対象（資本金3億円以下の株式会社）に加えて、資本金額が3億円を超える株式会社（中小企業者）も中小企業投資育成株式会社からの投資を受けることが可能になる。

#### ④ 日本政策金融公庫によるスタンバイ・クレジット **特定事業者向け**

認定を受けた特定事業者（国内親会社）の海外支店または海外子会社は、日本公庫の提携する海外金融機関から現地通貨建ての融資を受ける場合に、日本公庫が信用状を発行、海外での円滑な資金調達を支援する。

○補償限度額：1法人あたり最大4億5000万円

○融資期間：1～5年

#### ⑤ 日本政策金融公庫によるクロスボーダーローン **特定事業者向け**

特定事業者（国内親会社）の海外子会社は、経営力向上計画等の実施に必要な設備資金及び運転資金について直接融資を受けることができる。

貸付金利	基準利率（ただし国内親会社が中小企業者に該当する場合は4億円を限度として特別利率③）
貸付限度額	別枠14億4千万円（長期運転資金は9億6千万円）
貸付期間	設備資金20年以内（うち据置期間2年以内）、長期運転資金7年以内（据置期間2年以内） ※米ドルの場合は15年以内

#### ⑥ 中小企業基盤整備機構による債務保証 **特定事業者等向け（特定事業者は除く）**

従業員数2千人以下の特定事業者等（※）が、経営力向上計画を実施するために必要な資金について、保証額最大25億円（保証割合50%、最大50億円に借入に対応）の債務保証を受けられる。

#### ⑦ （公財）食品流通構造改善促進機構による債務保証 **特定事業者等向け**

食品製造業者等は、経営力向上計画の実行にあたり、民間金融機関から融資を受ける際に信用保証協会を使えない場合や巨額の資金調達が必要となる場合に、食品流通構造改善促進機構による債務の保証を受けられる。

### 3. 経営力向上計画の具体的な支援措置（法的支援）

#### （1）各種法的支援の概要

実施する事業承継等の内容と、利用可能な支援措置の関係は表のようになります。

実施する「事業承継等」の内容	合併／会社分割	事業譲渡	組合の設立
①許認可の特例	○	○	—
②組合発起人数の特例	—	—	○
③事業譲渡の際の免責的債務の特例	—	○	—

#### ①許認可承継の特例

事業承継等を行うことが記載された経営力向上計画の認定を受けた上で、以下いずれかの許認可事業を承継する場合に、当該許認可をそのまま引き継ぐことができる。

旅館業/建設業/火薬類製造業・火薬類販売業/一般旅客自動車運送業/一般貨物自動車運送業/一般ガス導管事業

#### ②組合発起人数の特例

組合の組成を記載内容に含む経営力向上計画の認定を受けた上で、事業協同組合、企業組合または協業組合を設立する場合に、最低4人必要とされている発起人が3人でも可。

#### ③事業譲渡の際の免責的債務引受けの特例

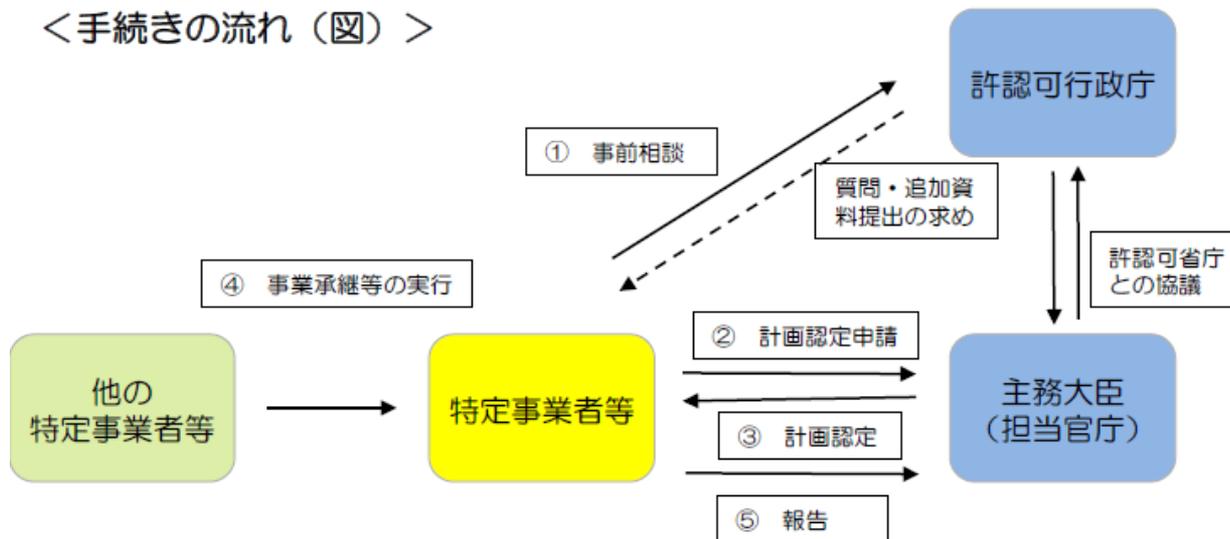
事業譲渡で債務を移転する場合は、債権者から個別に同意を得なければ、事業を譲り渡す企業は債務を免れない。事業譲渡を行って他者から取得する経営資源を活用する取組みで、計画認定を受けた場合、企業が債権者に対して通知（催告）し、1ヶ月以内に返事が無ければ、債権者の同意があったとみなすことができる。より簡略な手続きで債務を移転することができる。

※この支援措置の適用対象は、「事業承継等」として、事業譲渡を行う場合であって、譲り渡す側の特定事業者が株式会社である時に限られる。

### 3. 経営力向上計画の具体的な支援措置（法的支援）

#### (2) - ①許認可承継の特例の適用手続き

<手続きの流れ（図）>



#### ①事前相談

許認可を所管する行政庁への事前相談が必要。

#### ②計画認定申請

事業引き継ぎのスキームや許認可承継の特例を利用する旨（申請様式の「9.特定許認可に基づく被承継等特定事業等の地位」の欄）に記載して、経営力向上計画を策定し申請する（許認可所管の行政庁の質問や追加資料提出等の要請に対応要）。

#### ③計画認定

計画の認定を受け、認定書の交付を受け取る。

#### ④事業承継等の実行

認定計画通りに事業承継を実行する。譲り渡す側の業法上の許認可に係わる地位が、譲り受ける側の事業者引き継がれる。

#### ⑤報告

事業承継等の実行後は、遅滞なく、計画認定を行った省庁に対して報告を行う必要がある。

### 3. 経営力向上計画の具体的な支援措置（法的支援）

#### (2) - ②組合発起人数の特例の適用手続き

##### ●適用対象

経営力向上計画において、「事業承継等」として、①事業協同組合②企業組合③協業組合の設立を記載しており、他の事業者と経営資源を共同で利用することにより、生産性を向上させる取組みを行う事業者。

##### ●適用手続き

###### 計画認定

組合設立の認可申請に先立って、組合の設立を内容に含む経営力向上計画を策定し認定を受ける。認定を受けた後、2ヶ月以内に、組合設立の認可申請を行う必要がある。

###### 組合設立の認可申請

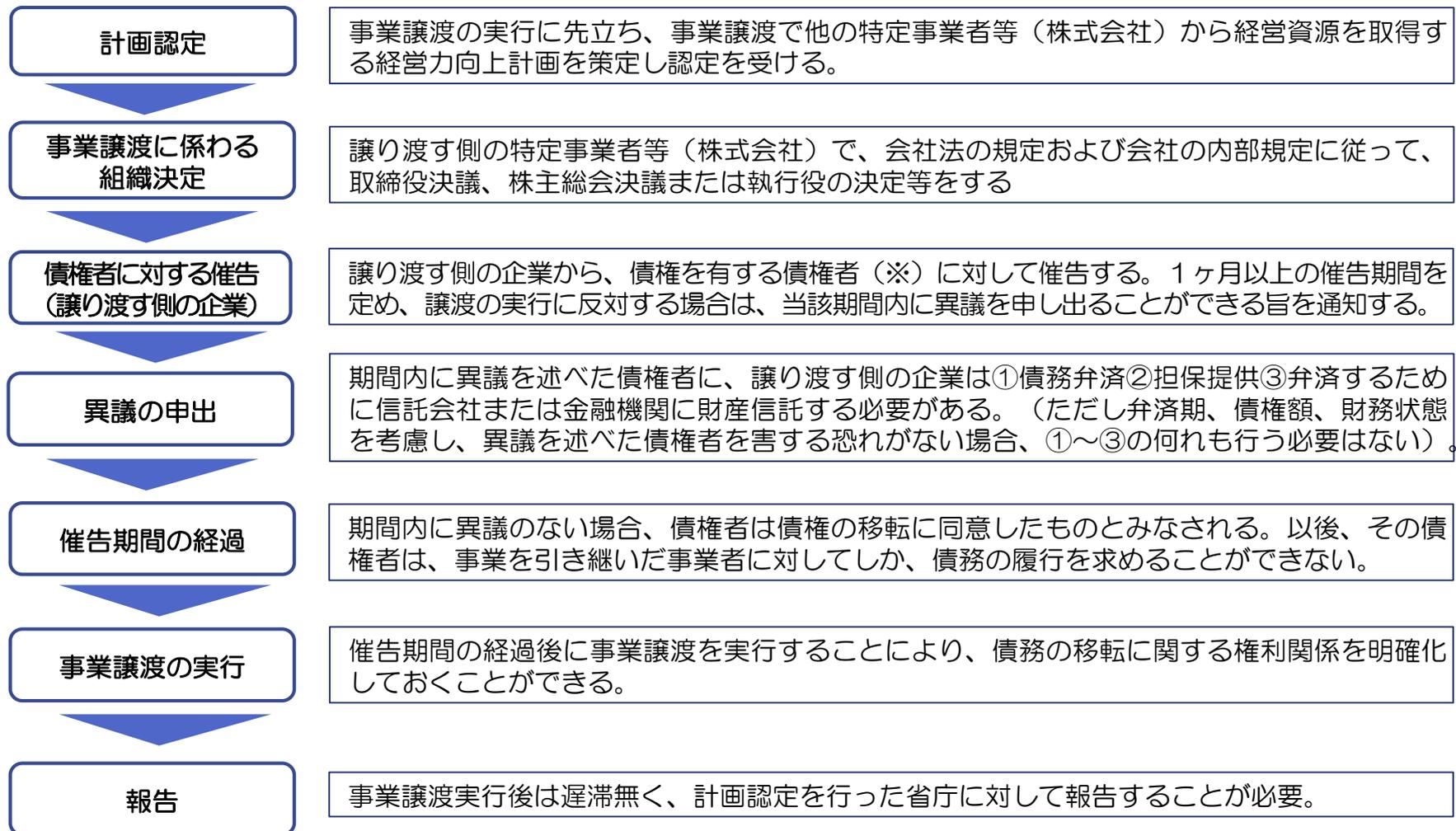
これら組合の設立にあたっては、設立登記前に所管行政庁から設立の認可を受ける必要があります。通常書類に加えて、経営力向上計画の認定書・計画書の写しを添付することで、発起人が3人でも設立認可を受けることが可能。

###### 設立登記手続き

設立認可を受けた後、通常設立登記の手続きを行う。

### 3. 経営力向上計画の具体的な支援措置（法的支援）

#### (2) - ③事業譲渡の場合の債権者の異議の催告に関する適用手続き



※事業譲渡が実行された場合に、譲り渡す側の事業者に対して、債務の履行を請求できない（譲り受け側の事業者にしか債務の履行を請求できない）ことを債権者に催告する

# 4. 電気通信分野の経営力向上計画

- ・ 電気通信事業法と経営力向上計画作成について
- ・ 「電気通信分野に係わる経営力向上に関する指針」で認定を受けた事業者数
- ・ 参考データ：電気通信事業者全体数の推移
- ・ 「電気通信分野に係わる経営力向上に関する指針」について
- ・ 「電気通信分野に係わる経営力向上に関する指針」で認定を受けた事例

## 4. 電気通信分野における経営力向上計画

### ● 「電気通信事業法」と経営力向上計画作成について

総務大臣から、経営力向上計画の認定を受けようとする事業が「電気通信事業法」で規定される「電気通信事業」であるか否かで、経営力向上計画作成の指針（方針）が異なる。

#### ■ 電気通信事業法に規定する「電気通信事業」を行う

総務大臣が定める「電気通信分野に係る経営力向上に関する指針」の内容に沿って、経営力向上計画を作成する

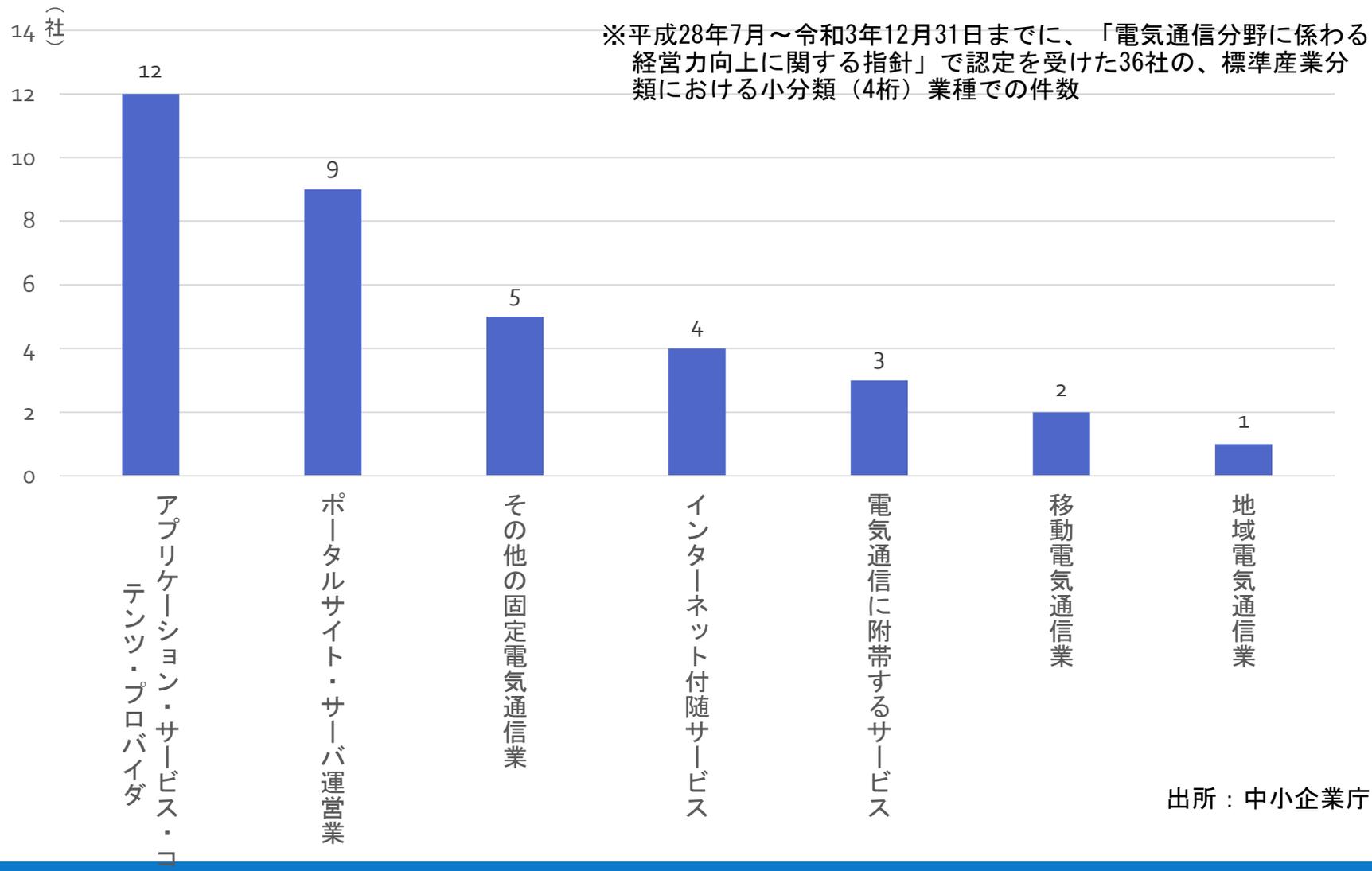
#### ■ 電気通信事業法に規定する「電気通信事業」以外の通信業又はインターネット附随サービス業を行う

総務大臣の認定を希望する場合は、「中小企業の新たな事業活動の促進に関する基本方針」の内容に沿って、経営力向上計画を作成する

## 4. 電気通信分野における経営力向上計画

### ● 「電気通信分野に係わる経営力向上に関する指針」で認定を受けた事業者数

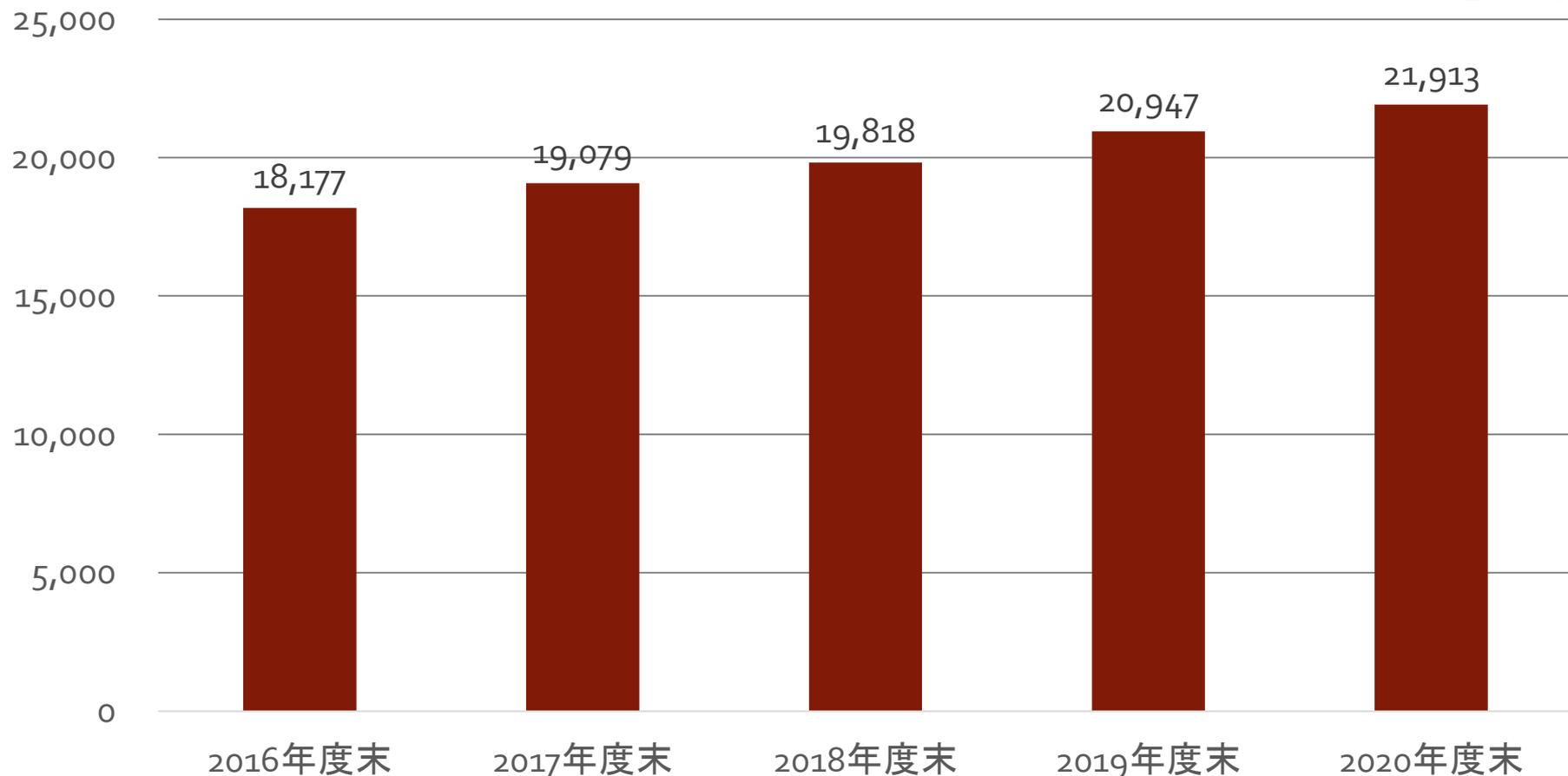
これまでの認定数合計では「アプリケーション・サービス・コンテンツ・プロバイダ事業」の申請が12社と一番多くなっている。



## 参考データ：電気通信事業者全体数の推移

電気通信事業者数は2016年度から毎年度増加。2020年度末の電気通信事業者数は21,913者（登録事業者数332者、届出事業者数21,581者）

出所：令和3年版通信白書



## 4. 電気通信分野における経営力向上計画

### ● 「電気通信分野に係わる経営力向上に関する指針」について

#### ■ 経営力向上で要求される取り組み内容

イからヲまでに掲げる具体的事項を電気通信事業者の規模に応じて、経営力向上の取組を実施することと定められています。

#### 1. 具体的事項

イ	サービス品質の向上	ト	社内管理システム等の効率化
ロ	関連サービス提供による提供サービス内容の拡大	チ	経営資源の組み合わせ
ハ	新たな技術を踏まえた新規サービスの展開	リ	収益モデルの改善
ニ	他の電気通信事業者等の設備を活用した事業展開	ヌ	財務分析・マネジメントの強化
ホ	他の電気事業者等との連携等強化	ル	営業活動の強化
ヘ	省エネ・共同調達等によるコスト削減	ヲ	人材の確保・育成・定着等

#### 2. 規模別の整理

(1) 現に有する経営資源を利用する場合	小規模（常時使用する従業員の数が20人以下）	イ～トまでに掲げる事項のうち1項目以上、リ～ヲまでに掲げる事項のうち1項目以上の合計2項目以上
	上記以外	イ～トまでに掲げる事項のうち1項目以上、リ～ヲまでに掲げる事項のうち1項目以上の合計3項目以上
(2) 事業承継等により他の電気通信事業者等から取得または提供された経営資源を利用する場合	小規模（常時使用する従業員の数が20人以下）	イ～チまでに掲げる事項のうち1項目以上、リ～ヲまでに掲げる事項のうち1項目以上の合計2項目以上
	上記以外	イ～チまでに掲げる事項のうち1項目以上、リ～ヲまでに掲げる事項のうち1項目以上の合計3項目以上

## 4. 電気通信分野における経営力向上計画

### ● 「電気通信分野に係わる経営力向上に関する指針」について

#### ■ 経営力向上計画の期間と指標

##### 1. 計画期間

計画期間は3年、4年、5年間

##### 2. 経営指標

次の①②③のいずれかの指標を満たす計画であることが必要。ただし①②に関しては事業内容によって弾力的な目標設定も許容。

(1) 現に有する経営資源を利用する場合

(2) 事業承継等により他の電気通信事業者等から取得、提供された経営資源を利用する場合

特定事業者等が事業承継等（事業協同組合等の設立は除く）を行う場合、次に掲げる取組が支援対象

(ア) 事業の継続が困難である他の電気通信事業者等の事業を承継するもののうち、事業の経営の承継を伴う取組

(イ) 他の電気通信事業者の事業を承継するもののうち、事業承継等による経営資源の組み合わせを通じた労働生産性の向上を目的とする取組み

(1) (2) の経営指標

①労働生産性（※1）	5年計画の場合、計画策定の前年と比較して、計画期間である5年後までの目標伸び率が2%以上、4年の場合は1.5%以上、3年の場合は1%以上の目標を設定
②売上高経常利益率	5年間の計画の場合、計画策定の前年と比較して、計画期間の5年後までに5%以上、4年間の場合は4%以上、3年間の場合は3%以上向上させる目標を設定
③IPv6への対応	電気事業者が提供するサービスについて、IPv6未対応のものがある場合、計画期間の終了までに全てのサービスがIPv6に対応する目標

※1：営業利益・人件費・減価償却費の合計を、労働投入量（労働者数または、労働者数×1人あたりの年間就業時間）で除したもの。ただしMVNOやFVNOなど他の電気通信事業者から卸電気通信役務の提供を受けてサービスを提供する事業形態に移行して経営力強化を図る場合は、減価償却費を除外して労働生産性を計算する柔軟な目標設定も可能。計画期間が終了した時点での労働生産性の値が正となることが必要

## 4. 電気通信事業分野における経営力向上計画

### ● 「電気通信分野に係わる経営力向上に関する指針」で認定を受けた事例

#### a2network株式会社（移動電気通信業／総務省認定／東京都）

○MVNO（仮想移動体通信事業者：Mobile Virtual Network Operator）として、主に海外在留邦人及びインバウンド中短期滞在者向けにサービスを提供している会社が、他社と差別化が可能な付加価値を提供するため、

－技術支援体制・販売体制の強化、新たな商品の開発及びバックオフィスの処理能力の強化を行う。

#### 〈会社紹介〉



#### 〈具体的な取組〉

○自社のMVNO事業の強化を図るため、技術や設備に関する所要の知識を有する又は習得しうる人材を採用することで技術支援力を強化するとともに、商品の販売体制の強化を行う。

（人材の確保・育成・定着等）

○MVNO事業に係る新たな商品の開発・提供を行う。  
（他の電気通信事業者等の設備を活用した事業展開）

○顧客管理と課金等を司るバックオフィスシステムの改修により、自社のMVNO事業等の拡大に伴い求められる、処理能力の強化を行う。

（社内管理システム等の効率化）

※ 括弧内は「電気通信分野に係る経営力向上に関する指針」に掲げる経営力向上の具体的事項

#### 〈事業概要〉

- ・海外に在住する日本人が快適に生活するための支援
- ・ご法人の海外モバイル展開の支援協力



（HPより抜粋）

## 4. 電気通信事業分野における経営力向上計画

### ● 「電気通信分野に係わる経営力向上に関する指針」で認定を受けた事例

#### ダブルフロンティア株式会社（インターネット附随サービス業／経済産業省・総務省認定／東京都）

世界最新のITソリューションを日本市場に導入し、事業を行う会社が、

- 財務分析の結果、既存事業の成長に加え、
- 世界最新のITソリューションを活用した自社ブランドサービスを独自開発、提供し、売上の増加、営業利益率の向上を図り、雇用を増加させながら労働生産性を向上させ、事業の拡大を図る。

#### 〈会社紹介〉

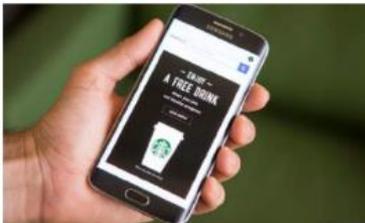


IT Solution from World Wide

シリコンバレーをはじめとする世界最先端ITソリューション

これから日本でも時代がくる、一歩先を行く世界発ITソリューションを、当社が日本展開権を持ち、日本の皆様と安心と共に提供します。

#### 〈提供サービス例〉



（広告を表示させる代わりに携帯利用料金を安くするサービス）



（個人情報不要の位置情報シェアソリューションサービス）

#### 〈具体的な取組〉

- 消費者（買い物弱者）、お買い物代行者（地元事業者や余暇利用でお買い物代行を行う個人）、小売事業者（地元の中小小売店やスーパー）の3者をクラウド上のプラットフォームで結びつけるシェアリングエコノミーの新サービスを開発する。
- 消費者のスマホから、お買い物代行者のスマホに指示が送られ、お買い物状況は位置情報システムでリアルタイムに把握できるというもの。消費者、お買い物代行者、小売業者のそれぞれの需要と供給をリアルタイムでマッチングするサービスを提供。

# 5. 経営力向上計画の申請書記載例

- ・ 経営力向上計画の申請書記載例（電気通信分野）
- ・ 経営力向上計画の電子申請について
- ・ 経営力向上計画（電気通信分野）の問い合わせ先

# 5. 経営力向上計画の申請書記載例（電気通信分野）

■様式第1、第2（申請書表紙）

記載例(電気通信分野)

事業譲渡に伴う不動産取得税の軽減措置を希望する場合のみ、様式第2でご申請ください。なお、様式第2で申請する場合、申請書は都道府県経由で提出する必要があります。

様式第1、様式2

経営力向上計画に係る認定申請書

令和〇年 〇月 〇日

〇〇総合通信局長 殿

官職名が記載されている場合は省略しても差し支えありません。

住所 ●●県××市△△1-3-1  
名称及び代表者の氏名 ○〇〇〇株式会社  
代表取締役 総務太郎

中小企業等経営強化法第17条第1項の規定に基づき、別紙の計画について認定を受けたいので申請します。

認定申請書の提出の際に、(備考)及び(実施要領)は、必要ありません。

1

## ■様式

- 不動産取得税の軽減措置を活用しない場合  
→様式第1
- 不動産取得税の軽減措置を活用する場合  
→様式第2

## ■宛名

- 各地域を管轄している地方支分部局の長である、総合通信局長（沖縄県は総合通信事務所長）になる。
- 業を所管する省庁が複数ある場合は連名にする。

## ■申請者名

- 事業承継等を行う場合で、かつ単独で申請をする場合には、承継する側の事業者（買い手企業）が申請者となる。
- 共同申請の場合は、代表となる1社（者）について記載し、代表者以外の参加企業は、余白に住所、名称及び代表者の氏名を記載し押印する。

# 5. 経営力向上計画の申請書記載例（電気通信分野）

記載例(電気通信分野)

(別紙)  
経営力向上計画

1 名称等

事業者の氏名又は名称 〇〇〇〇株式会社  
代表者の役職名及び氏名 代表取締役 総務 太郎  
資本金又は出資の額 2000万円 常時使用する従業員の数 100人  
法人番号 XXXXXXXXXXXXXXXXXX 設立年月日 〇〇年〇月〇日

2 事業分野と事業分野別指針名

事業分野 37 通信業  
3719 その他の固定電気通信業

事業分野別指針名 電気通信分野に係る経営力向上に関する指針

3 実施時期

令和元年7月～令和4年6月

日本標準産業分類の中分類と細分類コードと項目名をご記入下さい。

計画開始の月から起算して、①3年(36か月)、②4年(48か月)、③5年(60か月)のいずれかの期間を設定して記載ください。

法人番号 13桁を記載してください。

## ■ 1.名称等

- ・ 個人事業主など、資本金を有しない場合や法人番号（13桁）が指定されていない場合はそれぞれ記載不要。

## ■ 2.事業分野と事業分野別指針名

- ・ 「事業分野」欄は、中分類（2桁）は37通信業を、細分類（4桁）は計画に係る事業の属する事業分野を、標準産業分類で確認の上、細分類（4桁）コードと項目名を記載する。複数の分野にまたがる計画の場合は列記。
- ・ 「事業分野別指針名」には、「電気通信分野に係る経営力向上に関する指針」を記載する。

## ■ 3.実施時期

- ・ 計画開始の月から起算して、3年、4年、5年のいずれかの期間を設定。
- ・ 計画の溯及申請は2ヶ月が限度とする（経営力向上設備等の取得は実施期間内に行われる必要がある）。
- ・ 事業承継等に関する支援措置を利用する場合には、溯及申請はできない。

## 5. 経営力向上計画の申請書記載例（電気通信分野）

### ■ 4.現状認識①②

- ①欄は自社の事業等について記載する。また、事業分野別指針において、「6 経営力向上の内容」について、規模別に取り組内容や取り組みの数が指定されている場合、自社がどの規模に該当するか明記する。
- ②欄は、顧客の数や主力取引先企業の推移、市場の規模やシェア、自社の強みや弱み等を記載する。

#### 4 現状認識

①	自社の事業概要	個人及び法人向けにインターネット接続サービスを提供する他、電子メールサービス、セキュリティサービス、クラウドサービス等を提供している。
②	自社の商品・サービスが対象とする顧客・市場の動向、競合の動向	<p>当社は、県内では、地域に根ざしたプロバイダーとして一定の知名度を有しており、インターネット接続サービスの契約数は、個人、法人合わせて約 25,000 契約に上り、その内のおよそ 6 割の顧客は、ウィルススキャンやアンチスパム機能等のセキュリティサービスも契約している。</p> <p>また、当社では、固定回線向けのサービスも提供しているが、スマートフォンの普及等により、当該サービスの契約数は減少傾向となっており、さらに競合他社が FVNO を活用し、FTTH 回線とインターネット接続サービスをセットで提供するサービスに係る営業活動を強化している状況もあり、近年では、既存顧客の他社サービスへの乗り換えも増加傾向にある。</p> <p>他方で、平成 27 年より提供を開始した法人向けのクラウドサービスについては、県内の中小企業のニーズが大きく、当該サービスの売上は増加傾向にある。</p>

## 5. 経営力向上計画の申請書記載例（電気通信分野）

③	自社の経営状況	ローカルベンチマークの算出結果					
		(現状値)			(計画終了時目標値)		
		指標	算出結果	評点	指標	算出結果	評点
		①売上高増加率	3.1%	3	①売上高増加率	25.0%	5
		②営業利益率	2.0%	3	②営業利益率	3.3%	3
		③労働生産性	100千円	2	③労働生産性	227千円	2
		④EBITDA 有利子負債倍率	0.8倍	5	④EBITDA 有利子負債倍率	0.6倍	5
		⑤営業運転資本 回転期間	0.6ヶ月	4	⑤営業運転資本 回転期間	0.8ヶ月	4
		⑥自己資本比率	40.0%	3	⑥自己資本比率	41.7%	3
		売上は平成29年度5,300,000千円、平成30年度5,420,000千円と増加している一方で営業利益については平成29年度85,000千円、平成30年度80,000千円と減少している。					
④	経営課題	【新規サービス開始の必要性】 既存顧客の競合他社が提供するサービスへの乗り換えや新規顧客獲得の機会逸失が発生しており、主力サービスであるインターネット接続サービスの契約数が減少し、売り上げに影響を受けているため、インターネット接続サービスとFTTH回線をセットで提供するサービスを開始する必要がある。					
		【営業力強化の必要性】 クラウドサービスに対するニーズが高まる一方で、関連技術やサービスモデル等に係る専門的な知識を持ち、顧客に効果的な提案を行うことができるスタッフが不足しており、早急に営業力の強化を図る必要がある。					
		【保有設備の老朽化】 インターネット接続サービスに使用している設備が老朽化しており、最新設備と比較すると、メンテナンス等を含めた運用コストが増大している。業務の効率化を図るため、また品質向上の観点から設備投資が必要。					

上記①～③を踏まえて自社の経営課題を整理し、記載してください。

「ローカルベンチマークツール」をご活用ください。  
[https://www.meti.go.jp/policy/economy/keiei\\_innovation/sangvokinnyu/locaben/](https://www.meti.go.jp/policy/economy/keiei_innovation/sangvokinnyu/locaben/)

※ローカルベンチマークで算出される労働生産性と5番の労働生産性とは、計算式が異なるため、それぞれ値が一致しないことがあります。

### ■ 4.現状認識③④

- ③欄は財務状況の分析ツール「ローカルベンチマーク」(\*)を活用し、ローカルベンチマークの指標や能力・改善可能性に算出結果を記載し、指標の数値を参考に企業の規模に応じて可能な範囲で分析し、記載する。

※掲載URL

[https://www.meti.go.jp/policy/economy/keiei\\_innovation/sangvokinnyu/locaben/](https://www.meti.go.jp/policy/economy/keiei_innovation/sangvokinnyu/locaben/)

- ④欄は、上記①～③を踏まえて、自社の経営課題を整理して記載する（向上させる事業分野に限らない）。

# ローカルベンチマークとは

経営力向上計画の基本方針や事業別基本方針で、下記のように「ローカルベンチマーク」(※)を活用して現状を分析することが求められている。

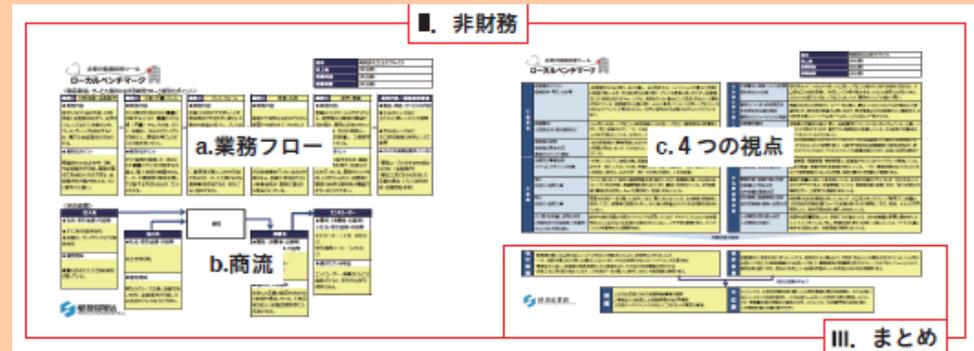
## 基本方針の記載内容

### 3. 経営力向上に係わる事業の実施にあたり留意すべき事項

特定事業者等は、経営力向上に係わる事業を行うに先立ち、「ローカルベンチマーク」(※)等を用いて自社の現状を具体的に分析し、経営課題を整理するとともに、経営力向上に係わる事業を的確に実施するため、当該事業が経営課題の解決に資することを明確にする。

## ※ローカルベンチマークとは

ローカルベンチマークとは、企業の経営状態の把握、いわゆる「企業の健康診断」を行うツール。企業の経営者等と支援機関等が、企業の経営状態を把握し、互いに対話を行うための基本的な枠組みとして開発された。6つの財務情報（売上高増加率、営業利益率、一人当たり営業利益、EBITDA有利子負債倍率、営業資本回転期間及び自己資本比率）、商流・業務フロー、4つの視点（経営者、関係者、事業及び内部管理体制）に係わる非財務情報から構成される。



## 5. 経営力向上計画の申請書記載例（電気通信分野）

### 5 経営力向上の目標及び経営力向上による経営の向上の程度を示す指標

※労働生産性を用いる場合は、「B計画終了時の目標」は正の値とすること。

指標の種類	A現状（数値）	B計画終了時の目標（数値）	伸び率 ((B-A) / A) (%)
労働生産性	6,930 千円	7,000 千円	1 %

※ 経営指標として「売上高経常利益率」又は「IPv6への対応」を選択する場合は、以下の記載例を参照してください。

(参考1) 経営指標として「売上高経常利益率」を選択する場合

指標の種類	A 現状（数値）	B 計画終了時の目標（数値）	伸び率 ((B-A) / A) (%)
売上高経常利益率	3.0%	3.2%	6.7%

(参考2) 経営指標として「IPv6への対応」を選択する場合

（「B 計画終了時の目標（数値）」欄に対応完了時期を記載。）

指標の種類	A 現状（数値）	B 計画終了時の目標（数値）	伸び率 ((B-A) / A) (%)
IPv6への対応		令和（ ）年（ ）月までに提供する全てのサービスについてIPv6対応を実施。 ※（ ）に該当する数字を記入	

### ■指標の計算について（労働生産性の場合）

営業利益＋人件費＋減価償却費

労働生産性＝ $\frac{\text{営業利益} + \text{人件費} + \text{減価償却費}}{\text{労働投入量（労働者数又は、労働者数} \times \text{1人当たり年間就業時間）}}$

※ローカルベンチマークで算出される労働生産性とは、計算式が異なるため、必ずしも「4. 現状認識 ③自社の経営状況」の労働生産性の一致はしない

※伸び率の計算式の分母Aは絶対値

### ■5.経営力向上の目標を及び経営力向上による経営の向上の程度を示す指標

- 事業分野別指針を元に、指標の種類（労働生産性、売上高経常利益率、IPv6等）を選び、経営力向上計画の実施期間に応じた伸び率を記載する。
- 原則として「A.現状」は計画開始直前の決算（実績）、「B.計画終了時の目標」は正の値にする。
- 労働生産性を指標に用いる場合には、「B.計画目標終了時の目標」は正の値にする。  
※事業分野別指針において、労働生産性以外の指標を選択する場合でも「B計画終了時の目標」は正の値とする旨規定されている場合は、正の値とする。
- 「A.現状」について、決算一期を経ていない場合は合理的算出方法で現状値を求める。  
※決算一期を経ていない場合も経営力向上の対象だが、当該制度は事業を向上させるための計画で、開業の計画は対象にならない。
- 事業承継等により事業を譲り受けるために新たに会社を設立する場合等で計画提出時に申請者の実績がなく、選択した指標の計算ができない場合には、承継する事業の実績を基に計算する。
- IPv6は記載例のように記述する。

## 5. 経営力向上計画の申請書記載例（電気通信分野）

### 6 経営力向上の内容

事業承継の取組がない場合は（1）有（2）無と記載してください。

事業承継の取組がある場合は（1）有又は無、（2）有と記載してください。

なお、（1）無、（2）無との記載となることはなく、必ず（1）（2）どちらかが有もしくは両方有との記載になります。

- （1）現に有する経営資源を利用する取組  有 ・ 無
- （2）他の事業者から取得した又は提供された経営資源を利用する取組  有 ・ 無

### ■ 6.経営力向上の内容

#### （1）現に有する経営資源を利用する取組

既に保有している経営資源を利用した取組を行う場合は「有」を選択する。

#### （2）他の事業者から取得したまたは提供された経営資源を利用する取り組み

事業承継等により、他者から取得した経営資源を利用した取組を行う場合は「有」を選択する。  
以下の各措置の適用を希望する場合は、事業承継等を伴う取組について記載することが必要。

- ・ 準備金の積立
- ・ 経営強化税制D類型
- ・ 登録免許税・不動産取得税の軽減
- ・ 許認可の承継の特例
- ・ 組合の発起人数に関する特例
- ・ 事業譲渡の際の免責的債務引受に関する特例
- ・ 中小企業信用保険法の特例（事業承継等に必要な資金に関して経営者の個人保証を不要とする措置）

（1）（2）のうち、少なくともいずれか一方は、「有」を記載する必要がある。

# 5. 経営力向上計画の申請書記載例（電気通信分野）

「事業承継等の種類」  
 事業承継等を伴う取組を行う場合には、該当する実施事項の欄に、以下の①～⑩のうち、該当する行為を記載してください。（事業承継等を伴わない場合には、斜線を引いてください）  
 ①吸収合併 ②新設合併 ③吸収分割 ④新設分割 ⑤株式交換 ⑥株式移転 ⑦株式交付  
 ⑧事業又は資産の譲受け ⑨株式又は持分の取得 ⑩事業協同組合、企業組合又は協業組合の設立

記載した実施事項について、いつまでに、どのような内容を行うかなどを具体的に記載してください。  
 ※3番計画全体の「実施時期」と6番実施事項それぞれの「実施期間」とで記載内容の整合性がとれるようご注意ください。

(3) 具体的な実施事項

事業分野別指針の該当箇所	事業承継等の種類	実施事項 (具体的な取組を記載)	実施期間	新事業活動への該当 (該当する場合は○)
ア ロ、 ニ、ホ		FVNO制度を活用し、FTTH回線とインターネット接続サービスを組み合わせた自社ブランドのサービスを新たに導入する。競合他社と同等のサービスを提供することにより、既存顧客の流出の抑止及び新規顧客の獲得の増加を図るとともに、既存顧客の新サービスへの移行を促進することにより、単位契約当りの売上の増加を図る。	2019年10月 ・新たに導入するサービス内容を立案 2020年4月 ・新サービスの導入開始。 ・新規顧客及び既存顧客へのプロモーション開始。	○
イ		インターネット接続サービスの提供に要するルータ設備等の更改を行う。最新設備を導入することにより、メンテナンスコストや消費電力等の運用コストの削減を図る。	2020年4月 ・設備の購入準備 2020年8月 ・設備購入	
ウ チ	吸収分割	クラウドPBXサービスを当社では今まで扱っていなかったが、当該サービスのノウハウを持つA株式会社から吸収分割により当該サービス事業を引き継ぎ、今まで当社が扱ってきたクラウドサービスとのセットプランの提供を開始する。A社の従業員10人は継続雇用とする。	2021年1月 ・セットプラン内容の立案 2021年4月 ・サービス事業の引継 2021年12月 ・セットプランの提供開始	

## 6. 経営力向上の内容

### (3) 具体的な実施事項

- 「事業分野別の該当箇所」欄は、実施事項が事業分野別指針のどの部分に該当しているかを記載する（基本方針に基づいて計画を作成する場合、記載する必要無し）。
  - 事業承継等を伴う取組を行う場合には、「経営力向上計画策定の手引き」に記載している「事業承継の種類」から記載する。
  - 「実施事項」欄は、経営力向上のための取組毎に具体的に記載する。新事業活動に該当する場合は、その理由を具体的に記載する。なお、事業承継等を伴う取組の場合は、事業承継等の具体的な内容、事業承継等の実施と生産性向上との関係及び事業承継等に当たっての雇用への配慮について必ず記載する。
  - 「実施期間」欄は、記載した「実施事項」について、いつまでに、どのような内容で行うかどうかのスケジュールを具体的に記載する。
- ※<3.実施時期>と整合性が取れるように記載する。
- 「新事業への該当」欄は、新事業活動（新商品の開発または生産、新役務の開発または提供など）となる取組に該当する場合には○をつける、買収対象法人（事業承継等の相手方となる法人）の名称を記載した上で、具体的な取組を記載する。

## 5. 経営力向上計画の申請書記載例（電気通信分野）

エ	ス、ル	クラウドサービスに係る営業担当者を対象とした社外研修を実施する。 研修を通じて関連技術やサービスモデル等に係る専門的な知識を習得させることにより、クラウドサービスに係る知識の全体的な底上げを図るとともに、クラウドサービスを活用した中小企業の課題解決に資するソリューションの提案力を強化し当該サービスの売上の増加を図る。	2020年4月 ・研修内容の準備 2020年8月 ・研修の実施
---	-----	--	--

### 7. 経営力向上を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

#### (1) 具体的な資金の額及びその調達方法

実施事項	使途・用途	資金調達方法	金額（千円）
イ	経営力向上設備等費用	融資	11,600千円
ウ	分割対価	自己資金	1,000千円
エ	営業担当者研修	自己資金	1,200千円

### 7. 経営力向上計画を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

#### (1) 具体的な資金の額及びその調達方法

- 「実施事項」欄には、「6.経営力向上の内容」の実施事項ごとの記号を記載する。
- 「使途・用途」欄には、必要とする資金について、具体的な使途・用途を記載する。
- 「資金調達方法」欄には、自己資金、融資、補助金、リース等を記載する。  
※日本政策金融公庫のクロスボーダーローンやスタンドバイ・クレジット制度の利用を希望する場合は、「使途・用途」欄に「外国関係法人名」、「資金調達方法」欄に「融資」と記載する。
- 同一の使途・用途であっても、複数の資金調達方法により資金を調達する場合には、資金調達方法毎に項目を分けて記載する。

# 5. 経営力向上計画の申請書記載例（電気通信分野）

以下の項目は、中小企業信用保険法の特例による金融支援措置（事業承継等に必要な資金に関して経営者の個人保証を不要とする措置）を希望する場合にのみ記載する

※7（2）以降の項目は、希望する支援措置に応じて記載。

単位も合わせて記載してください。  
※添付する証明書等の単位により計算してください。

「証明書等」欄には、添付する書類（貸借対照表や損益計算書）の名称等を記載してください。

(2) 純資産の額が零を超えること	
純資産の合計額	証明書等
200,000 千円	貸借対照表
(3) EBITDA有利子負債倍率が10倍以内であること	
EBITDA有利子負債倍率	証明書等
0.8 倍	貸借対照表、損益計算書

中小企業信用保険法の特例（※）による金融支援措置を希望される場合のみ記載してください。  
※他の中小企業者の事業用資産や株式取得に伴う借入れに関して、経営者の個人保証を不要とする措置

【EBITDA有利子負債倍率の計算について】  
EBITDA有利子負債倍率＝  
(借入金・社債－現預金)÷(営業利益＋減価償却費)  
※添付する証明書等の単位により計算してください。  
※減価償却費には、ソフトウェアの償却や長期前払費用償却等、無形固定資産の償却費も含まれます。  
なお、EBITDAは営業利益を用いて算出するため、営業外費用や特別損失に計上されている減価償却費は含めません。

- 7.経営力向上計画を実施するために必要な資金の額及びその調達方法
- (2) 純資産額がゼロを超えること  
「純資産額の合計額」欄には単位も合わせて記載する。  
(添付する証明書の単位により計算)
- (3) EBITDA有利子負債倍率が10倍以内であること  
「証明書等」欄には、添付する書類（貸借対照表や損益計算書）の名称等を記載する。

- 【EBITDA有利子負債倍率の計算上の留意点】
- (2)及び(3)は、決算書の表面財務の数値。
  - 借入金は貸借対照表の短期借入金、長期借入金、社債の合計額。
  - 代表者、役員（その家族等を含む）、関連会社等からの借入金（無利子含む）も借入金に含む。
  - ※「営業利益＋減価償却費」>0となる必要がある  
(「営業利益＋減価償却費」≤0の場合は、算出された数値にかかわらず本支援措置の対象にならない。)
  - 減価償却費には、ソフトウェアの償却や長期前払費用償却等、無形固定資産の償却費も含む。
  - 営業外費用や特別損失に計上されている減価償却費は含めない。
  - 決算期の変更により、申請日直前の決算が期間1年未満である場合であっても、同1年未満の決算書を用いてEBITDA有利子負債倍率を算出する。

【EBITDA有利子負債倍率の計算式】

$$\text{EBITDA有利子負債倍率} = \frac{(\text{借入金} \cdot \text{社債} - \text{現預金})}{(\text{営業利益} + \text{減価償却費})}$$

# 5. 経営力向上計画の申請書記載例（電気通信分野）

取得予定年月を記載ください。

各番号の設備の情報を続けて記載ください。

各設備の減価償却資産の種類を記載ください。

各設備の種類毎に数量、金額の小計を記載ください。

工業会等の証明書の整理番号や、経済産業局の確認書の文書番号を記載ください。また、工業会等証明書と経産局確認書の両方を添付している場合は、両方の番号を記載ください。

想定している措置（経営強化税制A類型～D類型）に○を記載してください。※Dを選択した場合、6番の事業承継の取組及び10番の事業承継等事前調査に関する事項が記載されている必要があります。※国税のA類型、B類型、C類型及びD類型を併用することはできませんのでご注意ください。

8 経営力向上設備等の種類					
実施事項	取得年月	利用を想定している支援措置	設備等の名称/型式	所在地	
1 イ	R2.11	○ A B・C・D	ルータ/ABC8800-R0	○○県○○市	
2 イ	R2.11	○ A B・C・D	L3スイッチ/DEF4400-SW	○○県○○市	
3					

設備等の種類	単価（千円）	数量	金額（千円）	証明書等の文書番号等
1 機械装置	1,800千円	2	3,600千円	*****
2 機械装置	4,000千円	2	8,000千円	*****
3				

設備等の種類	数量	金額（千円）
機械装置	4	11,600千円
器具備品	0	
工具	0	
建物附属設備	0	
ソフトウェア	0	
合計	4	11,600千円

## 8. 経営力向上設備等の種類

- 税制措置を活用する場合、この欄に記載。
- 「取得年月」欄には、設備取得予定年月を記載する。
- 「利用を想定している支援措置」欄には、想定している措置（A,B,C,D類型）に○をつける。
- 「所在地」欄には、当該設備の設置予定地（都道府県・市区町村名）を記載する。  
※同じ型式の設備を複数取得する場合でも、「取得年月」や「所在地」が異なる際は、列を分けて記載する。
- 電気を発電するための設備を取得しようとする場合は、当該設備の利用見込みに係わる報告書の添付が必要。詳しくは「2.手続き方法 ②経営力向上計画の申請」を確認する。なお発電した電気の販売を行うことが見込まれる電気の量が占める割合が2分の1を超える発電設備等については、本税制措置の適用を受けられない。

- 各番号の設備の情報続けて記載する。
- 「設備等の種類」には、各設備の減価償却資産の種類を記載する。
- 「証明書等の文章番号等」欄には、添付する①工業会等の証明書の整理番号や、②経済産業局の確認書の文書番号を記載する。
- 「設備等の種類別小計」欄には、各設備等の種類毎に数量、金額の小計を記載する。なお、金額について消費税の額を含めるかどうかは自社の経理方式に合わせる。

## 5. 経営力向上計画申請書の記載例（電気通信分野）

※以下の9番以降の項目については、6番の事業承継の取組がある場合のみ記載してください。

9 特定許認可等に基づく被承継等特定事業者等の地位

なし

特定許認可等の承継を希望する場合に記載してください。

以下の項目は、事業承継を行う場合であって、かつ、中小企業事業投資損失準備金または経営力向上設備D類型の活用を希望する場合に記載する

経営資源集約化税制の活用を希望する場合に記載してください。  
※希望される場合、「法務に関する事項」「財務・税務に関する事項」は必ず記載し、事業承継等事前調査チェックシートを添付してください。

10 事業承継等事前調査に関する事項

事業承継等事前調査の種類	実施主体	実施内容
法務に関する事項	〇〇法律事務所 弁護士 〇〇	別紙（事業承継等事前調査チェックシート）に記載
財務・税務に関する事項	〇〇会計事務所 税理士 〇〇	別紙（事業承継等事前調査チェックシート）に記載
その他の調査（事業）	〇〇コンサルティング 中小企業診断士 〇〇	対象企業のビジネスモデルの把握、事業性の評価及びシナジー効果分析・事業統合に関するリスク評価等を行う予定。

### ■ 9. 特定許認可等に基づく被承継等中小企業者等の地位

- 事業承継等を行う場合であり、かつ、特定許認可等の承継を希望する場合に記載する。なお許認可承継の特例を利用する場合には、対象となる許認可の所管行政府の申請窓口へ、事前に相談する（別途書類の提出が求められたり、許認可関連の審査に日数が必要になる場合もある）。

### ■ 10. 事業承継等事前調査に関する事項

- 「法務」、「財務・税務」に関する調査については、必ず記載し、その他の調査については、実施している場合は記載する。
- 実施内容については、「事業承継等事前調査チェックシート」を記載して添付する。

## 5. 経営力向上計画申請書の記載例（電気通信分野）

1 1 事業承継等により、譲受け又は取得する不動産の内容  
(土地)

実施事項	所在地番	地目	面積 (㎡)	事業承継等の種類	事業又は資産の譲受け元名
ウ	〇〇県〇〇市〇〇丁目〇番地	宅地	320 ㎡	吸収分割	A 株式会社
2					
3					

(家屋)

実施事項	所在家屋番号	RC造	面積 (㎡)	事業承継等の種類	事業又は資産の譲受け元名
ウ	〇〇県〇〇市〇〇丁目〇番地	RC造	240 ㎡	吸収分割	A 株式会社
2					
3					

実施事項欄の記載、事業承継等の種類欄の記載は、いずれも6番の記載内容と整合性がとれているかご確認ください。  
なお、事業承継等の種類が①吸収合併、②新設合併、③吸収分割、④新設分割、⑤事業又は資産の譲受けのいずれかの場合は登録免許税の軽減措置を受けることができます。

事業承継等により取得する不動産について、所有権移転登記の登録免許税の軽減措置の適用を希望する不動産について記載してください。  
「実施事項」欄には、「6 経営力向上の内容」の実施事項ごとの記号を記載してください。  
当該不動産の登記簿に記載されている情報を記載してください。

### ■ 11. 事業承継等により、譲受けまたは取得する不動産の内容

- 事業承継等により取得する不動産について、所有権移転登記の登録免許税の軽減措置の適用を希望する不動産について記載する。
- 「実施事項」欄には、「6.経営力向上の内容」の実施事項毎の記号を記載する。
- 当該不動産の登記簿に記載されている情報を記載する。

## 5. 経営力向上計画申請書の記載例（電気通信分野）

以下の項目は、事業譲渡に伴う不動産取得税の軽減措置を希望する場合に使用する様式2にのみ記載欄がある。該当する場合にのみ記載する。

### <注意事項>

12 事業又は資産の譲受けにより、譲受け又は取得する不動産の内容については、様式第2のみ記載項目があります（様式第1の記載項目は11の事業承継等により、譲受け又は取得する不動産の内容までです）。

事業譲渡に伴う不動産取得税の軽減措置を希望する場合（様式第2でご申請いただく場合）のみ記載してください。

### 12 事業又は資産の譲受けにより、譲受け又は取得する不動産の内容 （土地）

	実施事項	所在家屋番号	種類構造	床面積（㎡）	事業又は資産の譲受け元名
1					
2					
3					

### （家屋）

	実施事項	所在家屋番号	種類構造	床面積（㎡）	事業又は資産の譲受け元名
1					
2					
3					

### ■ 12. 事業または資産の譲受けにより、譲受けまたは取得を予定している不動産の内容

- 事業譲渡により取得する不動産であって、不動産取得税の軽減措置の適用を希望する不動産を記載する。なお不動産取得税の軽減措置を利用する場合は、当該不動産の所在する都道府県庁を經由して申請する。
- 「実施事項」欄には、「6.経営力向上の内容」の実施事項毎の記号を記載する。
- 当該不動産の登記簿に記載されている情報を記載する。

## 6. その他

- ・ 経営力向上計画の電子申請
- ・ 経営力向上計画（電気通信分野）の問い合わせ先
- ・ 経営力向上計画の計画作成に関する相談窓口

## 6. その他（経営力向上計画の電子申請）

- 郵送だけでなく経営力向上計画申請プラットフォームから電子申請も可能。現在、経済産業部局や一部省庁（警察庁、総務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省、農林水産省、環境省）宛のものに現在は限られる。
- 電子申請をしない場合も、当プラットフォームで申請書を作成し、PDF出力することが可能（申請書データが保存され、変更申請書作成時に活用可能）。

※経営力向上計画申請プラットフォームのログインには、政府が発行する共通アカウントの「GビズID」の取得が必要。

### ●経営力向上計画申請プラットフォーム

経営力向上計画申請プラットフォーム

中小企業者等による、  
経営力向上計画の申請や  
報告の手続きをサポート

経営力向上計画申請プラットフォームとは

中小企業者等による、経営力向上計画の申請や報告の手続きをサポートします。  
以下の提出書類の作成にご利用下さい。

- 「経営力向上計画に係る認定申請書」（経営力向上計画の認定（計画・変更）を受け付ける方）
- 「経営力向上が行われたことに関する報告書」（所轄大臣官庁制の上乗せ措置の適用を受けられる方）
- 「収益力強化設備（B類型）に関する投資計画に係る実施状況報告」（収益力強化設備（B類型）に係る確認書の交付を受けた方）
- 認定経営革新等支援機関をお探しの方は以下の検索システムをご利用ください。
- 認定経営革新等支援機関 検索システム

※サイトのご利用には、Windows環境のMicrosoft Edge（最新版）、Google Chrome（最新版）を推奨しています。  
推奨環境以外でご利用された場合、表示や動作が正しく行われない可能性がありますので、ご確認ください。

登録済みの方  
GビズIDでログイン

初めての方はこちら  
GビズIDを作成

<https://www.keieiryoku.go.jp/>

## 6. その他（電気通信分野の経営力向上計画の問い合わせ先）

- 総務省の問い合わせ先

総合通信基盤局 電気通信事業部 データ通信課

電話：03-5253-5854

[http://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/joho\\_tsusin/SME\\_support/index.html](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/SME_support/index.html)

※上記ホームページで申請書類、手引き書、Q&A集など関係資料のダウンロードが可能

- 電気通信分野における経営力向上推進機関について

一般社団法人情報通信ネットワーク産業協会（CIAJ）

※認定経営力向上推進機関

CIAJホームページ <http://www.ciaj.or.jp/>

## 6. その他（経営力向上計画の計画作成に関する相談窓口）

### 経営力向上計画の作成に関する相談窓口

「経営革新等支援機関」

もしくは

中小企業・小規模事業者のための経営相談所

「よろず支援拠点」

「よろず支援拠点」各都道府県の所在地は下記のホームページを参照

• <https://yoroazu.smrj.go.jp/base/>

## 本日のまとめ

**経営力向上計画の認定を受ければ**

**国の優遇策を活用できるため**

**中小・中堅企業は**

**他社より有利に経営力を向上できる**